
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	村上 正広	君
総 務 課 長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福 祉 課 長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	関場孝夫君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	平間広道君
市街地整備対策監	加藤秀典君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	加茂和弘君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太田健博

議 事 日 程 (第4号)

平成24年9月6日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 議案第 2号 教育委員会委員の任命について
- 第 6 議案第 3号 教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第 4号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国

籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の
法律の施行に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 第 8 議案第 5号 柴田町暴力団排除条例
- 第 9 議案第 6号 柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 第10 議案第 7号 柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例
- 第11 議案第 8号 柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 平成24年度柴田町一般会計補正予算
- 第15 議案第12号 平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第16 議案第13号 平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第17 議案第14号 平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第18 議案第15号 平成24年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第19 議案第16号 平成24年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において12番舟山彰君、14番星吉郎君を指名いたします。

日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号専決処分の承認を求めることについてについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成24年度柴田町一般会計補正予算は、6月19日夜半から20日にかけての台風4号の被害に対する災害復旧事業に早急に対応するため、速やかな事業費の確保が必要であることから、歳入歳出とも3,723万6,000円を増額補正するものであります。この増額補正により補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ127億4,687万2,000円となります。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） それでは、専決処分した補正予算について説明いたします。

9ページになります。6月の台風4号の被害にかかわって、災害復旧のための専決補正予算です。6月21日付になります。

歳入歳出ともそれぞれ3,723万6,000円を増額。補正後総額が127億4,687万2,000円とするものです。

詳細、12ページになります。歳入です。財政調整基金から財源の繰り入れです。3,723万6,000円を手当てします。この繰り入れで財政調整基金あわせて町債等管理基金、この合計の名目残高は約8億6,000万円となります。

13ページが歳出となります。上段8款土木費都市下水道費です。173万円追加補正しています。これは西船迫一丁目地区の雨水対策になります。雨水ますの改修と緊急対応になります。

11款災害復旧費です。災害復旧のための設計業務委託料を措置します。中段が農林水産施設災害復旧で、175万6,000円、下の段が土木施設災害復旧費で1,875万円を追加補正します。災害復旧の本工事、工事予算についてはこの設計後となりますので、9月今回上程の本補正予算での計上をいたします。

14ページです。予備費1,500万円の追加補正をしています。当初予算で1,500万円を措置していましたが、災害、これからの災害も見据えまして、除雪対策もありますので、増額を行います。3,000万円の規模の予備費を置きたいと思います。以上が詳細説明です。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 今の予備費の増額ということなんですが、一般質問の中でいろいろ災害復旧のための費用についていろいろありましたけれども、今までに小さなそういう災害復旧を急いでやらなくちゃならないというときの財源として、予備費を使うというやり方というのは、結構そういう形でやってきたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 災害復旧、あともう一つは修繕、いわゆるさまざまな施設のふぐあいを直すためについては金額が大きくなるときには予備費の執行が主です。専決補正予算という手もあるんですが、それは一定規模の金額に達する場合。東日本大震災みたく本当に大きな被害になったときには臨時会の招集をお願いするという、その規模によって分けて

いるというのが現状運用の仕方です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） もちろん、予備費ですからそういう緊急の場合、少額のものに対してという趣旨はわかりますが、災害だけじゃなくていろんな場面で使うことがあると思うんですけども、この予備費というの、今までどうなんですか。年間、何回ぐらい予備費から出費しなくてならないような場面があったのか。大体でいいんですけども。お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 平成23年度は参考にならないんですけども、それ以前ですと、金額にすれば1,000万円から1,500万円ぐらいが、1,000万円前後するといえますか、そのぐらいの予備費の執行はあります。大きいのはやはり修繕と災害緊急対応なんですけれども、回数にするとそうですね。修繕に関してはだんだん施設が古くなってきたことに伴って年10件ぐらいは起きてくるかと思います。災害についてはその年によって違うんですが、台風災、水害ですね、あと火災等について緊急対応することがありますけれども、これは年によって違います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。ないですね。ほかにありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 13ページの一番上、都市下水道費で、委託料と工事請負費は西船迫一丁目、6号公園のところかと思うんですが、一般質問でも佐々木守議員から出ていた件だと思うんですが、これは専決処分なので、そうすると工事はいつ終了なんでしょうか。今始まっているのもそれと関係しているのか。

それから、グレーチングのマンホールふたというのは何個グレーチングにかえるんでしょうか。

それから、このページの一番下の土木施設災害復旧費、委託料と出ていますが、どこの分なのか。何度も一般質問でも出ていたんですが、この分と、それから後から出てくる9月補正とのどちらがどちらなのかというのがよくわからないので、ここの部分がどこの分かを説明してください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。下水道課。

○上下水道課長（加藤克之君） まず、13の委託料のグレーチングマンホールふた作成なんですけれども、これにつきましては、たまたま6月の台風4号の雨の降った際に、太陽の村の上り口の県営住宅のほうから上る林道の部分なんですけれども、あそこで水がどんどんあふれ

まして道路が冠水した。そこのときの対応の際、今雨水の本管が入っている上に大きな60センチのマンホールふたがあるんですけれども、それをあけてとりあえずその流れるようにした際に渦を巻いて流れていったというふうな現実がありまして、じゃあその、大雨が降る際に最初からその部分だけグレーチングのふたにしておけば冠水するということが比較的結構防げるんじゃないかということで、メーカーのほうに相談をした結果つくれるというふうなことだったものですから、その太陽の村の上り口の2カ所、それから6号公園のところ、東側に行く町道があるんですけれども、そこに今回冠水しまして、そこも2カ所設置したい。それから、かとう動物病院の前でも冠水する場所がありますので、1カ所ですね。その5個を注文をいたしました。今現在それはつくられて、保管をうちのほうでしているんですけれども、大雨の際にそれを取りかえに行くということにしています。ですから、常時そこにつけておくんじゃないくて、雨降るといえるときには取りかえる。構造的に限定がされていまして、余り重い荷重、25トンの荷重には耐えられない。14トンの荷重であれば大丈夫ですよということで、普通の車とかダンプトラックぐらいであれば大丈夫なんですけれども、それ以上大きな車とかは曲がってしまったりして耐えられないということで、そういった雨が降る際だけ交換をするということにしています。

それから、船迫地区の雨水取り付け管の請負工事なんですけれども、これにつきましては6号公園のところから山側からの水が幹線道路を越して宅地側に行ったということで、実はその車道と歩道の上にL型側溝というのがあります。その部分に大体40メートルぐらいピッチだと思えるんですけれども、グレーチングがあつてその下にますがある。そのますから雨水の本管に接続されているんですけれども、ますから雨水の本管に接続されている取り付け管が現在15センチなんです。15センチの径しかない。これでは詰まりやすいということもありまして、30センチの径にとりあえず布設がえしようということで、4カ所を6号公園の近くで冠水する場所、それから山から出水してくる場所、その関係で4カ所を布設がえをしたということで発注はしているんですけれども、今現在は交通協議ですとかそういった関係をちょっと準備していますので、今後その工事に取りかかるということです。

○議長（我妻弘国君） 2点目。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） 2点目の土木施設災害の委託料の箇所等ですね。お答えいたします。

台風4号では山間地等に河川等の溢水とか土砂流出とか、ごみ流出等が発生しましたので、被害箇所になりますと約90カ所を超えた、小さいものを含めて発生しましたので、これらの緊

急に必要な土砂の撤去、ごみの撤去、それとあと冠水しました船岡西二丁目地区、西船迫地区の路面清掃等を見ております。

さらに、白石川の河川敷の公園のほうにもごみが上がりましたので、これらの撤去費用、さらに今回の公園の災害復旧費用というので査定、設計等の委託料を計上しております。そのような内容になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。ほかにありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 2点お伺いいたします。

先ほど、グレーチングのふた、5カ所という説明だったんですが、西船迫の四丁目、太陽の村の上がり口、あそこも結構たまるので、あそこは想定していなかったのかなというのが1つ。

それから、6号公園の話が出たんですけども、あれ結構思い切り切ったんだね、木を伐採したのは。それによって水が出てくるということがあるんですけども、例えば草木を植えると一気に水が出ないという、そういったことをこれから考えていくのかどうかその2点をお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 1点目。下水道課。

○上下水道課長（加藤克之君） 私のほうでグレーチングのほうは準備させていただいたんですけども、西船迫四丁目については実はマンホールとかそこら辺の関係はちょっとまだ私のほうで調査していませんでした。前回、いろいろ台風4号の際に非常に冠水した部分の分だけを対象に考えさせていただきということです。

○議長（我妻弘国君） 2点目。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 木を切った6号公園の裏、里山なんですけれども、これは一般質問、佐々木議員からもありましたが、29A区の住民活動として花木、草花の植栽を続けていくということで、今活動しております。ただ、完全に生えそろうまで一、二年かかるのかなと見ているので、9月本補正でお話ししますが、その前の側溝の増設という緊急工事もあわせて考えているということです。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 西船迫の四丁目は結構毎回上がっているという話ですよ。ですから、対象にならなかったという説明はおかしいと思いますよ。

○議長（我妻弘国君） それだけでよろしいですか。それでは、災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） 西船迫四丁目につきましては、ちょっとした強い雨が降りま

すと冠水するという事は把握をしております。ですので、佐々木守議員の質問でもお答えした内容で現在対応を進めております。

それとあと、扇屋さんから団地に行く道路の一部ですね。低いところがありますが、そこは今回改修するという事で発注しております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第1号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 議案第2号 教育委員会委員の任命について

日程第6 議案第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（我妻弘国君） 日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第4、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第5、議案第2号教育委員会委員の任命について、日程第6、議案第3号教育委員会委員の任命については人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これより直ちに委員会室において全員協議会を開催しますので、ご参集をお願いします。

それではただいまから休憩いたします。

なお、全員協議会終了次第、再開いたします。

午前9時48分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員佐久間捷哉氏の後任者の推薦依頼が仙台法務局長からあり、新たに礪野敏明氏を人権擁護委員に推薦したく議会の意見を求めるものでございます。

礪野氏は昭和46年4月から平成24年3月まで41年間地方公務員として柴田町役場に勤務されており、行政職員としての豊富な経験を持ち、人格識見も高く、人権擁護委員の使命であります基本的人権が侵害されることのないよう、その救済のため速やかに適切な処置をとれる方であります。

つきましては、人権思想の普及高揚に努めていただける適任者として礪野敏明氏を新たに人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第4、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員桂川クメ氏が、平成24年12月31日付をもって任期満了となることから、新たに飯淵直子氏を人権擁護委員に推薦したく議会の意見を求めるものであります。

飯淵氏は、現在家庭裁判所の家事調停委員として夫婦関係調整や親族間の紛争調整等に取り組んでおり、また槻木小学校評議員として子供たちの健やかな成長のために学校運営に協力されています。

つきましては、人権思想の普及高揚に努めていただける適任者として飯淵直子氏を新たに人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第5、議案第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在教育委員会委員であります我妻一雄氏は、平成24年9月30日をもって任期満了となりますが、再度教育委員会委員に任命いたしたく、ご提案申し上げます。

我妻一雄氏は、人格高潔で教育、学術及び文化に関し卓越した識見を有し、本町の教育行政に携わり、時代を担う子供たちの育成の重要性を深く認識され、特に教育には人一倍熱心な方であり、その厳正中立な姿勢は衆人の認めるところでございます。

つきましては、このように教育行政に精通している我妻一雄氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意を賜りますよう、ご提案申し上げます。

何とぞご同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより討論に入りますが、先例により討論は省略いたします。

これより議案第2号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、議案第2号教育委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在教育委員会委員であります牛澤典子氏は、平成24年9月30日をもって任期満了となりますが、再度教育委員会委員に任命いたしたく、ご提案申し上げます。

牛澤典子氏は、小学校、中学校、高校、大学のお子様の母親として日々子育てや教育に熱心にかかわっておられる方です。町内小中学校の学校評議員、PTA役員を歴任され、現在も学校薬剤師として学校教育に積極的にご支援いただいております。

医療、教育に卓越した見識を有し、誠実で厳正中立な姿勢は衆人の認めるところでございます。

保護者として、柴田町の学校教育にかかわっておられる牛澤典子氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意を賜りますよう、ご提案申し上げます。

何とぞご同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより討論に入りますが、先例により討論は省略いたします。

これより議案第3号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、議案第3号教育委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第4号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき
日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一
部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者医療広
域連合規約の変更について

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第4号出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が、平成24年7月9日から施行され、外国人登録法が廃止されたことに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、議案第4号の詳細説明をさせていただきます。

議案書は19ページから21ページまでとなりますが、21ページをお開きいただきたいと思います。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

本文につきましては本日お配りしています別紙議案第4号関係資料新旧対照表で説明させていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

初めに、変更の部分ですが、宮城県後期高齢者医療広域連合規約の別表第2の備考の部分でございます。別表第2ですが、規約第17条広域連合の経費の支弁の方法に係る市町村の負担

金を規定しており、その負担金の額の算定方法を別表第2で定めています。

一般の規約変更は、別表第2の1の共通経費で後期高齢者人口割の定義について備考1、2を変更するものでございます。変更理由につきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律がことし7月9日に施行され、外国人登録法は廃止となり、これまで住民基本台帳人口と外国人登録原票人口の算定だったものが、今度は外国人も含めた住民基本台帳人口による算定となります。

新旧対照表では、変更前、備考1の下線部分及び外国人登録原票人口（外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者の数をいう。以下同じ）と備考第2の下線部分及び外国人登録原票人口の合計を削るものです。

それでは、議案書のほうに戻ります。議案書21ページのほうをお開きいただきたいと思えます。変更する規約の本文につきましては、ただいま新旧対照表で説明したとおりですので、附則のみの説明をいたします。

附則第1項の施行期日ですが、この規約は協議の調った日から施行するとしています。

続いて、第2項の経過措置ですが、改正後の別表第2備考1、2の規定については平成25年度市町村負担金の算定から適用し、平成24年度市町村負担金についてはなお従前の例によるものとするものです。

詳細説明につきましては以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 5 号 柴田町暴力団排除条例

○議長（我妻弘国君） 日程第 8、議案第 5 号柴田町暴力団排除条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 5 号柴田町暴力団排除条例についての提案理由を申し上げます。

全国的に暴力団との密接交際が社会問題となるなど、全国的に暴力団排除の機運が高まっている中、昨年10月までには全ての都道府県で暴力団排除条例が施行されました。

一方、東北地方の市町村については、青森県、秋田県、山形県の 3 県においては、全ての市町村で暴力団排除条例が施行されましたが、東日本大震災の影響からか、福島県では一部の市町村で施行、宮城県と岩手県の市町村においては全く施行されていないのが現状であります。

このようなことを受けて、本町では県内でいち早く暴力団の排除を徹底するために、条例の制定を行うものであります。

詳細につきましては、危機管理監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） それでは、議案書の23ページになります。

議案第 5 号ということで補足説明をいたします。

提案理由にもありましたが、本条例の制定につきましては特に福岡県の発砲事件、企業相手の犯罪事件を初め、大阪府や首都圏などを中心に暴力団への上納金や癒着、また行政機関を対象として不当な要求をして資金を得ようとしていることが大きな社会問題となっています。

一方、宮城県内においては特に東日本大震災における被災地を中心に暴力団関係者が事業組合やボランティア団体等を名乗って事業介入するケースが多数見受けられるそうです。このような状況を踏まえつつ、3 点にわたって対応するものです。

第 1 点目として、本町が発注するあらゆる公共事業からの総合的な暴力団排除の徹底。2 点目として町施設の使用が暴力団の利益になるような場合に使用などの制限を行う措置。そして 3 点目として、町民の暴力団排除意識の高揚。これら 3 点を特に促進するために、暴力団

排除に関するこれまで個別的な規定は定めておりましたが、総合的な条例として今回提案するものです。

それでは、議案書のほうを説明いたします。

議案第5号柴田町暴力団排除条例。

1条から第12条までなっております。

第1条。こちらのほうには目的を規定しております。町民生活の安全と平穩の確保。経済活動の健全な発展を目的としているものです。

続いて、第2条。こちらのほうには定義が規定されております。本条例の用語の定義を規定しているものです。

続いて24ページのほうに移りまして、第3条、本条例の基本理念でございます。社会全体として暴力団を恐れない、資金提供しない、利用しない。いわゆる3ない運動の基本理念を定めているものです。

続いて第4条。町の責務を規定しております。関係機関との連携を図り、暴力団排除を促進するということを規定しているものです。

それから、第5条。公共工事等における措置を規定しております。契約における暴力団排除及び契約相手が不当行為を受けた際の通報及び暴力団員等を下請契約の相手としない不当行為の措置、それに対する対応として警察への報告などを規定しているものです。既に、このことについては柴田町の入札契約暴力団等排除措置要綱を平成20年11月に規定して、個別の対応は既に対応しているものです。

続いて第6条。公の施設における措置でございます。こちらについては、暴力団の利益となる町施設使用の制限もしくは利用を取り消す処分を規定しているものです。個別には、町営住宅入居の制限ということで、こちらも町営住宅の条例のほうで平成19年12月に利用制限、入居の制限をしております。また、公の施設の許可については、平成21年に条例を制定して条例名が柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用などの制限に関する条例。これをもって個別には既に対応しております。

続いて25ページのほうに移ります。第7条。町民が暴力団排除活動に取り組む際の町民への情報提供、助言などを支援することを規定するものです。

続いて第8条。管轄警察署との連携を規定しているものです。支援もしくは保護をするために管轄警察署と連携。警官による保護を規定しているものです。

続いて第9条。訴訟の援助。暴力団員等の不法行為による訴訟に情報提供などの支援を行う

ものを規定しているものです。

続いて第10条。啓発活動として暴力団排除の重要性をPRすることを規定しているものです。

第11条。県及び他の市町村との連携としまして、県や他の市町村の自治体との連携を規定しているものです。

第12条として、委任として本条例施行に関し必要なことは町長が定めるということを規定しているものです。

続いて26ページのほうをお開きください。附則を規定して、施行日をここに規定しているものです。施行日を平成24年10月1日から施行をするものです。これについては宮城県内でまだ制定されているところがありません。今回、7月に柴田郡の4町、川崎、村田、大河原、柴田と大河原警察署のほうで協議して、早期に条例制定を行ったほうがいいということで今回ご提案するものです。どうぞ、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、担当者ということで今危機管理監が説明されましたけれども、暴力団というか防犯ということで、これはやはり、私最近大震災ということで、危機管理監というと防災関係が主なのかなという印象があったものですから、改めて確認したいのは、防犯、今度の暴力団関係は危機管理監の所管ということなのか、改めてお聞きしたいのと、2点目は、第1条の目的の最初の文章でちょっと引っかかるというんでなくてこの「暴力団が町民生活及び社会経済活動に介入し、暴力行為及びこれを背景とした資金獲得活動によって町民に多大な影響を与えている現状に鑑み」というところなんですけど、町長の言い方は全国的にこういう条例を定めているとか、今度災害があった3県の中でも率先して決めるようにしていると言うんですけど、この柴田町のある程度の状況というんでしょうか。町民に多大な影響を与えている現状に鑑みということを、その点ご説明、実情を説明お願いしたいと思います。

それから、3番目は、暴力団とか暴力団員とか第2条で定義がありますが、暴力団員であるという確認というのは警察で行うということなんでしょうか。以上の3点です。

○議長（我妻弘国君） 1点目。3点目まで危機管理監ですね。どうぞ。

○危機管理監（相原健一君） 舟山議員のご質問にお答えしますが、第1点目。担当部署ということで、これについては行政関係を暴力の対象としてきた場合は総務課が担当という形でこれまでなっておりました。一般町民の方がそういった状況に置かれた場合はまちづくり政策

課が対応という形になっておりましたので、そのケースに応じて対応するような形になるのかと思います。

それから、目的なんです、多大な影響ということなんです、先ほど補足説明でもいたしました、大分首都圏のほうで、もう福岡なんかを中心として多大な被害に遭っているという状況です。特に行政機関と暴力団の癒着、そういったことも問題となっております。県内にはこれは警察からの情報なんです、暴力団員という方が1,600人ぐらいいるんだそうです。ちなみに、町内にはことし4月1日で31人から40人ぐらいいるだろうという警察のほうの情報です。今のところは舟山議員おっしゃるとおり、それほど目立ってはいませんが、やはり沿岸部のほうに既に大分それらしき方が入ってきているんだそうです。それが、義援金やそういったものを目的に内陸部のほうにも入ってくるおそれがあるということで、こういったことで定めているものです。

それから、暴力団ということで、その方が団員なのかどうかあるいは疑わしき方、5年以内に退団云々という情報については警察と連携をとって、警察からの情報でもって対応するような形になります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 具体例とってはなんです、露天商の方なんかは暴力団員なのかということを確認するという場合は、警察へ行って暴力団の組員ということになっているかどうか。最近、暴力団の組員じゃないんだけど、企業舎弟とって建設会社とかでいかにも普通の経営者のようにしているんだけど、裏では暴力団とつながっているというような例があるということで、その辺、私、暴力団とか暴力団員というのを確認というのは警察なのかというのを確認したかったですけれども、今答弁は連携してという言い方なんですけれども、そこを改めてもう一度確認しておきたいと思うんです。やはり、柴田町としてこういう条例を決めて、先ほどは行政関係は何かあれば総務、町民の場合はまちづくり政策課ということで、町民にもこういうことを趣旨徹底するんでしょうけれども、肝心なのはその暴力団員であるかどうかということですよ。先ほどは警察と連携ということがありましたが、警察が確認するんだということを町として認識しているかどうか改めてお聞きしたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 暴力団対策法の9条で、実は不当行為ということで、21の行為を規定しております。そういった行為に抵触される場合については警察のほうに通報してその

方が団員の構成員なのかどうか、そういったことで対応するような形になります。ですから、露天商だからということ、あの方が団員なのかどうかという、そういった照会はできないようになっていきます。あくまでも21の行為に抵触した場合にあるいは不法行為を行った場合に警察とそういった情報をもらえる。警察のほうで対応するような形になっています。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 私のお聞きしたいのは、もうこういう条例をつくるということはふだんから今まで以上に町としても町内の暴力団や暴力団員についていろいろ状況把握を努めるといふか強化するんだろなということ、そういう趣旨も含まれていると理解していいかどうかお聞きしたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○危機管理監（相原健一君） この条例の早期に制定する一番大きな目的は、やはり団員の方というのは、これは警察のほうの話なんです、こういった総合的な条例でいろんな整備がされていると入りにくいという状況なんだそうです。ですから、そういったことを早目に対応して、なおかつ総合的な条例を整備しておくことによって、町民の安全・安心を勝ち取る、そちらのほうにつながるという話で今回条例を早急に制定するものです。

○議長（我妻弘国君） ほかに。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 非常に結構なことなんですが、今までも昔でいうと株式上場の大企業が裏で金を回していたなんて報道されたことがありました。町営住宅という話もあったけれども、個人の住宅に入って困っているとかいろいろありましたけれども、これを今度制定されましたということで、PRですね。町民に町なかに対してこれをいかにしてこういうことを知らせて効果のあるものにするかということでお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

実際的に大河原警察署管内において柴田地区暴力団追放対策協議会というのを関係市町でつくられております。会員52名というところで、啓発活動に今まで従事してきているわけなんです、今回改めてこういうような組織体制ができて、強化をしていくというようなことです。それに伴いまして県警察に基づく資料とか、パンフレット、チラシ、こういうものを宮城県暴力団追放推進センターということで、実際的には警察官のOBの方が事務所に詰めて、そちらのほうからいろんな情報、啓発の支持が各自治体、企業にという、そういう体制が今回とられるということで、これからはより一層積極的に啓発活動がなされると認識し

ておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。ほかに。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 重複する分もあると思うんですけども、そういう方々が先ほどはいろんな不当な影響がなかったということでございましたけれども、答弁は結構ですけども、それ以上の暴力団の方々よりも逆にまたそれらしい人が今ふえているというか、多いというか、そちらのほうのかなり生活、町民の生活の中では、何ていうのかね、それらしく自由にやっているという状況が非常に見受けられるのがあるんですけども、あれは、これは条例とは関係ないんですけども、予備軍みたいな形ですか。そういうこともご存じだと思いますけれども、答弁は結構なんですけれども、感じておるかだけお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 予備軍に、予備軍といいますか、そういった方への対応ですかね。それについても、個人を特定することはなかなかできないんですけども、そういった先ほど言った21の不当行為、そういったものに類したものが当然出れば町あるいは町民からの相談があればこれらに準じた対応をしていきたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。17番白内さん。

○17番（白内恵美子君） 先ほど、警察情報では31人から40人いるということだったんですが、町としてははっきりと確認しているのでしょうか。気になったのが10代、20代前半とか、若い人もいるのかなというのが気になったんですが、そういう情報というのは町はつかんでいるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際は警察の中で、その辺の確認はされております。警らという形で市内の警備とかパトロールカーでの街頭指導なんかもして抑止をしているという話は聞いておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 町では、はっきりと、個人情報になるかもしれないけれども、名前まで確認しているわけではないということですね。年代もわからない。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 特定しておりません。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号柴田町暴力団排除条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第6号柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例についての提案理由を申し上げます。

東日本大震災復興特別区域法が平成23年12月14日に公布され、これに基づき同法第4条第9項の規定により、宮城県と34市町村が共同で作成した復興推進計画「ものづくり産業版」が平成24年2月9日に内閣総理大臣の認定を受けました。

今回の条例制定は、この推進計画において定められた復興産業集積区域内における産業集積の形成及び活性化の取り組みを推進すべき支援措置として、固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） それでは、柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例についての詳細説明を申し上げます。

ただいま、提案理由でも申し上げましたが、この条例につきましては平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災に対応し、復旧復興に資するための東日本大震災復興特別区域

法第43条の規定により、七ヶ宿町を除く県内34市町村と宮城県が共同で被災地への企業進出や生産拡大を促進し、産業経済の再生復興、雇用機会の創出確保に向けて、被災企業の事業再開支援と新規企業誘致の促進を図ることを目的として、国に復興推進計画を提出し、平成24年2月9日に認可を受けております。いわゆる民間投資促進特区と言われるものであります。これに伴い、税制面におきまして固定資産税の課税免除における特例措置を講ずることにつきまして、今回この条例を新たに制定するものです。

それでは、議案書27ページをお開きください。

議案第6号柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例です。

第1条趣旨につきましては、認定されました復興推進計画に定められました復興産業集積区域において固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるとする趣旨に関する規定を定めたものです。柴田町の復興産業集積区域として指定を受けた区域は、東北リコー、日立国際電気、森紙業、東海高熱が所在いたします神明堂工場団地、昭和電線ケーブルシステム、北日本電線、ウエックス、東北大江工業等が所在いたします船岡工業団地、マルトモ、三菱食品、前のリョウショクであります。これらが所在いたします槻木工場適地、北日本電線株式会社槻木事業所の所在いたします北部丘陵工業団地など9カ所がこの指定を受ける地域となります。対象事業は、自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業から航空宇宙関連産業まで幅広い産業が対象事業となります。

第2条、免除に関する規定であります。先ほどの復興産業集積区域において復興推進計画の認定の日の平成24年2月9日から平成28年3月31日までの間に当該施設として家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対してこれらを新規新設、増設または取得した指定事業者または指定法人に対して5カ年度に限り固定資産税を免除するという規定を定めたものであります。

28ページになります。

第3条、免除の申請及び決定につきましては、第1項は免除を受けようとする納税義務者がなすべき書類の提出について、第2条は町長がなすべき免除の可否の決定と通知までを規定するものです。

第4条、課税免除の取り消しにつきましては、虚偽申請等の不正行為により免除を受けた者があるときの免除の取り消しに係る措置を規定したものであります。

第5条は、規則への委任の規定であります。附則となります。第1項は、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものであります。

第2項、柴田町企業立地促進条例の一部改正につきまして、第14条の適用除外につきまして、今回制定いたしますこの条例との整合性を図り重複を避けるために、27ページ下段から28ページにかけました表になります。左の改正後の「または柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条の規定に基づく課税免除を受けることができる投下資本固定資産については適用しない」と一部を改正するものであります。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。11番大坂三男君。
- 11番（大坂三男君） 第6号議案なんですけど、柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定するとなっておりますので、新たな条例の制定かなと思いつつ、28ページに来ると今の柴田町企業立地促進条例の一部改正となっておりますので、今までの立地促進条例の一部改正で済むのか、新たな条例制定されるのか、ちょっとこの辺がややこしくなっているんで答弁をお願いいたします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（武山昭彦君） この条例につきましては、東日本大震災で特別区域法に基づきまして、民間投資促進特区と言われるものに対しての新たな条例なんですけれども、附則14条で適用除外ということで、一部を改正するという事で前にも男女共同参画の条例でもこのような条例の設定はあったんですけれども、そのときでも、ちょっとお時間ください。
- 議長（我妻弘国君） **暫時休憩。**

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

- 議長（我妻弘国君） **再開いたします。** 税務課長。
- 税務課長（武山昭彦君） この条例によりまして、関連します、ここですと柴田町企業立地促進条例のほうに、例えば別に改正をしてしまいますとこっちの条例をいつどのように改正したかがわからなくなるので、改めてこちらのほうでうたったほうが、改正内容、それからやっとなりの条項がわかるということで、附則でわざわざうたったということでもあります。
- 議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 11番（大坂三男君） そもそもこの東日本大震災特別区域法というのは、今回の地震に伴った期限の法律なのかどうか、その辺がよくわからないのでちょっとお願いしたいと思います。これだとこの推進計画の認定の日から平成28年3月31日までの期間が設定されているんで

すが、この期間というのは何の期間なのか、この条例の有効期間、その辺もう一回説明をお願いしたいと思いますし、今の話だと既存の柴田町企業立地促進条例の一部を改正させるためにこの条例が必要なかどうかということについて、そういう解釈をしていいのかどうかをお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課。

○税務課長（武山昭彦君） 従来からあります企業立地法は、通常の場合を設定して期限等の定めがございませんけれども、これに関しては平成28年3月31日までという5年間の中での期限立法でありますので、その間にそのような重複して運用されることがないようにということで適用除外という格好で今回うたわせていただきました。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 大体わかったような気もしますが、それでこの間、この条例が制定されてからということのようですねけれども、柴田町の中でこれに該当する、リコーの、あの印刷のほうの工場、増設部分はもう始まっているのかどうかよくわからないので、それがここに該当するかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。東北リコーの増設工事のお話かと思えます。今トナー工場の5ラインあるものが8ラインに3ライン増設されるということでありましてけれども、これが平成25年6月から生産を稼働させたいということになりますので、これも該当する要件になるかと思えます。

○議長（我妻弘国君） ほかに。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今のと似たような、要は認定された日以降に取得した建物何とかということに該当することであって、その立地条件、今までの免除されるあれとはダブらないんですよね。それ以降に始めることについて、これがまたさらに免除されるということというふうにとらえていいんですよね。そういうことでいいんですよね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課。

○税務課長（武山昭彦君） 企業進出を、家屋を取得したり、償却資産を取得したり、土地を取得したりするものが、平成24年2月9日から平成28年3月31日までの間に取得されれば、さっきの企業立地法とこちらのどちらが得か選択するようになるということになります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 補足になるかどうか、考え方を1つだけ提示しますが、町が平成19

年に企業立地促進条例をつくりました。これは町独自で企業に対する固定資産税相当額をお返ししますよと、それで企業立地を図るといふ条例ですが、実はこれは地方交付税に大きな影響を及ぼします。つまり免除しても税金は上がったと見なされます。ですから地方交付税はその分引かれるんです。今回の特別区域法については、国のレベルで交付税法ともリンクがされています。もともと税収はなかったものと見なされますので、町にとってはこちらを適用したほうが有利なんです。ですから、この区域法が生きている限りは、町の条例は生きていますけれどもこちらを優先して町の条例はおとなしくしてもらうというのがそこにあります。企業にとっては同じ効果なんですけれども、町にとっては財政上そのほうがいいという判断です。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第10 議案第7号 柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定
に基づく準則を定める条例

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第7号柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項

の規定に基づく準則を定める条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例についての提案理由を申し上げます。

本年3月16日付で、宮城県及び県内30市町が共同で提出した宮城県民間投資促進特区に係る認定復興推進計画の変更申請について、5月25日付で内閣総理大臣の認定を受けたことにより、工場立地に係る緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合を工場立地法及び企業立地促進法で定めた準則にかえて、市町村の条例で定めることが可能となったことから、本条例を制定するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

- 議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。商工観光課長。

- 商工観光課長（小池洋一君） それでは、議案第7号柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例についての詳細説明をいたします。

昨年12月、東日本大震災復興特別区域法の施行を受け、宮城県では復興推進計画をまとめ、宮城県と柴田町を含む県内34市町村が復興特区の共同申請を行い、本年2月9日に国から民間投資促進特区の認定を受けております。民間投資促進特区は各市町村が設定する復興産業集積区域への進出企業や再建を目指す既存企業に対しまして税制の特例や緑地法の規制の緩和など優遇措置を設け、被災地への企業進出や生産拡大を促し雇用の創出につなげるのが目的でございます。

今年2月9日に認定を受けた復興推進計画では、主に税制の特例を盛り込んだ内容でしたが、工場立地に係る緑地等規制緩和の特例措置を適用させるには、緑地面積率の緩和について定めた復興推進計画について国の認定を受け、それぞれの区域に適用される緑地面積率等を条例で定めることが必要となります。そこで、今年3月16日付で宮城県及び県内30市町村が共同で提出した復興推進計画の変更申請が5月25日、国の認定を受けたことにより、工場立地に係る緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合を、工場立地法及び企業立地推進法で定めた準則にかえて市町村の条例で定めることが可能となったことから本条例を制定するものでございます。

本条例に基づく、緑地等規制緩和の特例措置の対象となるのは、認定復興推進計画にある復

興産業集積区域における製造産業のうち、自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、クリーンエネルギー関連産業などの8業種で、かつ工場立地法で規定された敷地面積9,000平方メートル以上または建築面積3,000平方メートル以上を有する特定工場に対しての特例措置となります。

また、緑地及び環境施設の面積率の緩和については緑地の敷地面積に占める割合を国の準則20%以上にかえて10%以上に、環境施設の敷地面積に占める割合を国の準則25%以上にかえて15%以上に軽減するものであります。

それでは、議案書31ページをお開きください。

柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のように制定する。第1条では趣旨ということで、国の準則で定められている緑地及び環境施設面積にかえて今回の準則で定めることを規定しております。

第2条は、用語の定義を定めたものであります。

第3条では、この条例を適用する区域と緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を別表により定めております。適用区域は、復興産業集積区域で神明堂工業団地、船岡工業団地、北部丘陵工業団地、槻木工場適地など、9地区となります。また、緑地面積の敷地面積に対する割合は100分の10以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合は100分の15以上となります。

32ページをお開きください。次に、附則でございます。第1項では、施行期日を定めております。この条例は、公布の日から施行するものです。

第2項は、昭和49年6月28日時点で既に設置されているまたは設置のための工事が行われている工場、または事業場、いわゆる既存工場等において生産施設の面積の変更が行われたときの緑地及び環境施設の必要面積の算定方法を示したものでございます。大変わかりづらい算式になっておりますが、第1号は緑地の面積、第2号は環境施設の面積の算定方式ということで、こういう数式を使うということで定められておりますので、ご理解をよろしく願いたいと思います。

第3項は、同じ工場敷地内に2つ以上の業種がある場合で、既存工場等において生産施設の面積の変更が行われたときの緑地及び環境施設の必要面積の算定方法を示したもので、第1号は緑地の面積、第2号は環境施設の面積の算定方式となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 津波の被害がなかった柴田町においてこういうことは必要なんですか。むしろ大雨やこれからの地震に対しては緑地が多いとか環境施設の面積が広いほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その沿岸部と内陸部の違いについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 今回につきましては、30市町が申請を行いまして承認されたということで、例えば新規企業の進出だけでなく既存企業の増設も期待できるということで、例えば既存企業が生産施設の増設を行う場合、新たな用地を確保することなく同一敷地内に建設が可能になったり、新規雇用者の創出が見込めるということで、今回は30市町が参加をいたしまして緑地面積の緩和を行っているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号柴田町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第8号柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第5項の規定により、平成19年7月30日に同意を得た「みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画」が本年7月31日で計画期間の終期を迎え、8月1日から「みやぎ南部地域ものづくり産業集積形成基本計画」に移行しました。

今回の改正は、新計画の運用開始に伴い適用区域を明確にし、関連条例との整合を図るため、柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 説明の前に、おわびいたします。

本日正誤表をお配りしておりますが、題名の一部が欠落しておりました。正しくは、柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の、「一部を改正する条例」が欠落しておりました。申しわけありませんでした。

それでは、議案第8号柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

本条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、工場立地法に規定された緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合の準則にかえて、適用する準則を定める条例として平成21年12月に施行されました企業立地促進法の規定により宮城県と関係市町村が作成し、平成19年7月30日に国から同意を得たみやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画の中で、特に重点的に企業立地を図るべき地域として神明堂工業団地を指定し、同区域内の緑地率等を緩和することにより、特に産業の集積形成を図り企業立地の促進と地域企業の育成、そして新産業の創出の取り組みを推進することを目的としております。

今回、このみやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画が本年7月31日で計画期間の終期を迎

えましたことから、宮城県南部地域の産業集積の今後も引き続き図ることにより東日本大震災からの復興と富県宮城の実現を目指すため、新たにみやぎ南部地域ものづくり産業集積形成基本計画を、宮城県と柴田町を含む関係市町村が作成し、本年8月1日に国の同意を得ました。今後は基本計画に基づき、引き続き3企業の集積を促進するため工場立地法の特例措置を実施するものでございます。

それでは、議案書35ページをお開きください。

柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

第1条の改正については、工場立地法準則を明文化することにより、条例中用語の定義を明確にするものです。

第3条の改正については、1点目は企業立地促進法に基づく基本計画の名称を削除し、基本計画とし、用語の定義を明確にするものです。2点目は、この条例を適用する区域と緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を別表により定めたものでございます。

附則第2項の改正については既存工場等、昭和49年6月28日時点で既に設置されている、または設置のための工事が行われている製造業等に係る工場または事業場の緑地及び環境施設の面積の算定方法について関係法令との整合性を図り、条例中用語の定義を明確にするものです。

第3項の改正については用語の定義を明確にするものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） いろいろ企業立地の規制の緩和について今回出ていますが、これに関連して今までのみやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画、これの計画期間が終わった。これが今度みやぎ南部地域ものづくり産業集積形成基本計画に移行したことに伴ってということで、今回第8号議案が提案されていますけれども、この地域においては今までは高度電子機械産業が対象になっていたということなんですが、今後名前が変わって延長される分については対象産業ということについてどう考えたらいいのかお伺いしたいと思います。

あともう一つなんですけれども、先ほどのものに戻って申しわけないんですけども、柴田町企業立地優遇策が制定されてから、実際それによって優遇策を受けた件数が何件あって、例えば固定資産税に相当する分の返却というんですか、その部分、金額的にどのくらいだったのかなということがわかればお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） まず1点目なんですけれども、対象産業につきましては、これまでと計画の名称が変わったということで、内容については産業関係についてはこれまでどおりでございます。

それから、優遇策の金額等でございますが、平成24年度奨励金の金額になります。企業立地優遇奨励金の交付予定額ですが、平成24年度で5件。金額的には1億6,000万円ぐらいになっております。

○議長（我妻弘国君） 今までのものも全部まとめて。（「企業立地の」の声あり）どのぐらいの件数があってどのぐらいの金額だということ。

○商工観光課長（小池洋一君） 町内5社になります。金額につきましては、今平成24年度の分の資料しか持ち合わせていないんですけれども、1億6,000万円ぐらいの平成24年度の交付金額を予定しております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） わかれば後で結構ですので、よろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） わかりました。わかっているんでしょう。後でよろしく。

○商工観光課長（小池洋一君） これまでと今後の分については後でお知らせいたします。

○議長（我妻弘国君） 済みません。答弁どうぞ。

○税務課長（武山昭彦君） 固定資産税につきましてお答えいたします。

家屋で500万円、概算ですけれども、償却資産で1,600万円、合わせまして2,100万円ということになります。これが平成23年度分になります。

それから、平成24年度分が家屋で3,100万円。償却資産で47万1,000円で、トータルしますと3,195万円になります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） その家屋で3,100万円というのが大口のような感じがするんですが、それは対象が1件ということなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課。

○税務課長（武山昭彦君） 1社ということになります。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 企業誘致に関して、船岡工業団地の大江工業さんのエコファクトリーの指定があって、あの件がどのように進んだのかですね。あそこに、いまだに大江さんの土地

だと思っておりますが、開発しているようにも見えるんですけども、その後あの地域に環境企業なんか来る予定だったということも聞いていたと思っておりますが、それもあの状況がどうなっているのかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 大江工業さんのところの一番突き当りの土地になるんですけども、国分商會が進出しております。タイヤのリサイクルの工場で、使えるタイヤについてはリサイクルして使う。それから使えないタイヤについてはチップにしまして、岩沼の東洋ゴムなり製紙工場に販売するということです。

先日その場所にはストックヤードということで、地鎮祭をやったということで聞いています。

○議長（我妻弘国君） 補足。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） 申しわけありません。

先ほどの会社、一つの会社でリコーと東北リコーと二つに分かれているものですから、2社になります。それで、トータルした金額、申し上げますと、平成23年度が5,500万円になります。平成24年度もほぼ同じ5,000万円になります。5,100万円ほどになります。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号柴田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第9号臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地域主権改革第2次一括法の施行により、構造改革特別区域法の一部改正が行われたことに伴い、臨時的に任用された職員の分限に関する条例の引用条項に項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） 39ページになります。

改正前ということと改正後という内容になります。改正前、第1条中の文言で第4条第8項というのがございます。これが改正後は第4条第9項に変わるという内容のものでございまして、引用条文の構造改革特別区域法の項ずれということでございます。条文の内容変更にはございません。文言の整理ということになります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議案第10号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、子供の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るために、入院に係る助成対象者について現在の「12歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者」から「15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者」に拡大することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、議案第10号の詳細説明をさせていただきます。

議案書41ページをお開きください。

柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

初めに、第2条の定義ですが、今回の条例改正は、子ども医療費の入院に係る助成対象者を小学生から中学生までに拡大していくもので、このことにより子供の定義となる上限年齢についても改正前12歳に達する日の属する年度の末日までから、改正後15歳に達する日の属する年度の末日までとするものでございます。

続いて、第4条の助成ですが、これについても第2条の改正と同じように子ども医療費の入院に係る助成対象者の上限年齢を改正前12歳に達する日の属する年度の末日までから、改正後15歳に達する日の属する年度の末日までとするものでございます。

次に、42ページをお開きください。

附則です。第1項は施行期日で平成24年10月1日から施行します。

第2項は、経過措置で改正後の新条例の規定は条例施行後以後の10月1日からの診療に係る医療費の助成について適用し、10月1日前の医療費に係る医療費の助成については従前の例

によるものといたします。

第3項は、受給資格の登録等の特例で、新条例の規定により助成対象者となる者に係る条例第5条、第6条及び第7条第1項の事務、この事務は受給資格登録申請、所得額の確認、受給者証の交付ですが、条例施行日の10月1日前でも行うことができますとしています。

詳細説明については以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 今の説明で、例えば15歳まで範囲を拡大するというので、どのくらいの費用になるかということは後から審議する補正予算とかで出てくるんでしょうか。一応、今年度中はどのくらいになるということですね。

それと、補正予算を見たらパソコンのシステムもこれによって改修するという事なんですか。ちょっとそこのところ聞きたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 1つは、助成額の予算関係なんですけれども、今回の9月補正予算にも計上しておりますけれども、10月から3月分ということで102万9,000円になります。ただ、平成25年度以降はこの中学生分の入院については1年間で約300万円程度という金額になります。

パソコンの改修関係も、今回の補正予算に計上しておりますけれども、年齢が拡大しますと子ども医療の資格管理部分のデータの取り込みとかその関係で改修が必要になってきます。そういう関係で、その点についても改修するものでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 10月1日から行うというのは、医療機関のほうのこういう、今までは12歳だったのが今度は15歳だとか、医療機関の準備も含めて15歳からとなっているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。

○健康推進課長（大場勝郎君） 実は年間の子どもの医療費助成の事務スケジュールなんですけれども、所得制限がありましてその所得制限の額が確認するのがいつも9月にしているんですね。その関係で10月1日から新しい受給者証を交付するようになっているんです。その受給者証の期限が9月30日までになっていまして、この時期だと年1遍の受給者証交付でいいと。もし4月だと4月に1回やってなおかつ10月にもやらなければならないという二重の手間もありましたので、そういうことでの理由でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 子ども医療費に関する提案といますか、これ何度かやりまして私いろいろ調べて不思議だなど、なかなかなじめないなど思ったのが、柴田町の場合は子ども医療費という名称にしていますが、結構ほかの町では乳幼児医療費助成という言葉が多いんですよ。乳児、幼児というのはどこまで言うんだかわからないんですが、乳幼児医療費と言っている言葉、国なり県なりはどのような表現をしているのかわかりませんが、柴田町は子ども医療費と、子ども医療費と言ったほうがはるかにわかりやすいのでこれは非常にいいことだと思うんですが、柴田町が子ども医療費という表現をしていることについてどうなのかと。特に悪いと言っているわけではないんですけれども、その辺、考え方をお伺いしたいと思います。

それから、この中身に入って、これについてもよくわからないと思うのは、よく12歳に達する日の属する年度の末日までとか、15歳に達する年度の末日までと、こうなっているんですね。これを例えば広報とかお知らせ版で町民にお知らせするときに、こういう表現されて、「えっ」と非常に悩む場合もあると思いますが、15歳以上、16歳で中学生というのはまずあり得ないんじゃないかなと思ったりして、これを単純に法律的にこう書かなくちゃならないのかどうかわかりませんが、中学卒業までとかというふうに表現を変えられないのかどうか、この条例の中で。と同時に、お知らせするときのそういう普通の表現でできないのかどうか。未就学。小学校、未就学児とかそういう表現と私たちの実際の生活の中で小学校入学前までとかという表現を普通生活の中で使っている、表現していることがこういうところには記述できないのかどうか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。

○健康推進課長（大場勝郎君） 1点目の、子どもという名称と乳幼児という名称で、乳幼児といた場合には法的には小学校の、就学前の年齢でゼロ歳から言います。乳児であればゼロ歳とか。そういう関係からそちらの方がふさわしくないんでないか。もし、そこまでの助成している市町村であればそれは正しいことにはなりますけれども、その上の小学生なり中学生となった場合は、そのようなことがありますので、うちのほうは子ども医療ということでやっていきたいと思っています。

それから、確かに条例改正の中で15歳に達する日の年度の末日までという表現は、一般的には難しいんですけれども、例えば県のほうもこのような条例の取り扱いをしまして、それに合わせているところもあるんですけれども、町民の方に、広報なりお知らせする場合は

もっとわかりやすく中学生までとかその表現をそちらのほうでわかりやすくするように改善していきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 質問ということではないんですが、ぜひ一般の方にお知らせするときはそういう表現でしてほしい、徹してほしいと思います。

○議長（我妻弘国君） 17番白内さん。

○17番（白内恵美子君） 入院の場合は全体から占める割合というのはとても小さいと思うんです。少ないと思うんです。それで、全員が申請する必要はないんじゃないかなと思うんですが、入院したときに申請して間に合いますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。

○健康推進課長（大場勝郎君） そのとおりでございます、今小学生までは入院無料になっておりますけれども、受給者証も入院するとなって決まってから申請されているのが実態でございます。ですから、中学生になってもそのようなことになると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 所得制限で、この間大坂議員の質問に対する答弁では146人が利用できないということだったんですが、そうするとお知らせするときというのは金額を示してお知らせはしておく。例えば入院したときに自分のうちはどうなのかなと、そこで初めて確認するようなことになるのでしょうか。所得制限のところがちょっとわかりにくいかなと思ったんですが。どのようなお知らせの仕方にするんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。

○健康推進課長（大場勝郎君） 所得制限の場合も、限度額がありまして、1人の扶養がいた場合、例えば378万1,000円ですとか、そういう表があるんですね。ですから、そういう表を出せばある程度自分で年間の所得ってご存じだと思います、サラリーマンの方であれば。ですからそういうことであると思いますので、そういうことを見ながら自分で判断はできると思います。

なお、申請をしていただいて、こちらで調べてそれに該当というのは確かにこちらでできますけれども、その自分での手前でもパンフレットがありまして、そういうものをご案内していますからそういうところで自分で判断できるとなると思います。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時となります。

午前 1 1 時 4 5 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第14 議案第11号 平成24年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第14、議案第11号平成24年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号平成24年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や緊急の対応に要する経費などを補正をするものです。

補正の主なものは、歳出として、放射能対策事業、一般町道維持管理費及び台風4号に伴う農林水産施設、土木施設の災害復旧費等を措置し、歳入としては国県支出金、普通交付税臨時財政対策債並びに平成23年度歳入歳入額確定に伴う繰越額の補正を行っています。

また、4月の人事異動に伴う人件費の補正並びに債務負担行為の追加及び地方債の追加、変更をあわせて行うものです。

これによります補正額は5億3,080万5,000円となり、補正後の予算総額は132億7,767万

7,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 補足説明です。

議案書43ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出の予算総額にそれぞれ5億3,080万5,000円を追加し、補正後の総額を132億7,767万7,000円とするものです。

歳入歳出の個別説明の前に、債務負担行為補正と地方債補正を説明いたします。49ページです。

追加2件です。平成25年度の債務負担です。

会議録作成業務委託料289万1,000円。船迫小学校大規模改造工事設計意図伝達業務委託料126万円を債務負担として設定いたします。

船迫小学校の、長いんですが、これは実施設計を翌年度工事のときに工事の施工管理を行う事業者がありますが、その事業者を実施設計の事業者が設計意図を伝えることを義務づけ、いわゆる仕事として委託業務として設定するものです。ちょっと、大規模工事のときにはこれが必要になってきています。

50ページです。地方債補正となります。

追加の借換債は、過去の臨時財政対策債、10年償還を20年償還に変更する手続です。これは償還ルールに基づくものです。変更の5件は、基準額、事業量の確定による変更です。起債限度額の補正を行っています。このうち、学校教育施設整備費事業費が大きな減額となっていますが、槻木中学校の改築工事の国庫補助額が増額になり、その分地方債が減額となっています。

歳入について説明いたします。53ページ、ごらんください。

10款地方特例交付金から55ページに至る国県の支出金、この補正は確定による見込みによる増減となります。

56ページ、説明いたします。

19款繰入金で、今回補正のための財源として財政調整基金から8,432万7,000円を繰り入れます。今回の補正後、財政調整基金と町債等管理基金の名目残高は約8億円となります。

20款繰越金。平成23年度の歳計剰余金を補正します。

22款町債教育債で8,310万円を減額します。先ほど申し上げましたが、槻木中学校改築事業費で国庫補助金による影響です。

次のページの借換債1億9,230万円は、償還ルールによる地方債の借りかえになります。これは歳入歳出両方に同額を計上しています。

歳出です。58ページからになります。

各費目で計上している給料、職員手当等共済費は主に職員異動や共済費等の見込み額の変動によるものです。今回の補正では人件費総額で見れば約225万円の減額となっています。人件費については割愛いたします。主要事項について説明いたします。

60ページです。目6基金管理費で、財政調整基金に2,751万7,000円の積み立てです。決算での歳計剰余金について2分の1の積み立て、このルールがありますので、この措置をとります。

目10交通防犯対策費で、防犯灯新設工事167万1,000円を計上します。設置箇所は三名生地区の幹線、東船迫地区の幹線、むつみ学園を予定しています。LED灯33灯を設置します。

63ページをお開きください。上段になります。地籍調査費で207万円を追加補正します。このうち、委託料の補正がありますが、東日本大震災で基準点が動いたため座標値の補正を行うためのものです。

64ページです。目6障害者更生援護事業費軽貨物自動車購入費109万9,000円を計上します。これはもみのき園で使用している自動車が老朽化し、買いかえのために必要になりました。障害児通所給付費960万円の計上は、給付費の増に伴う追加補正です。

66ページです。下の段、3款民生費災害救助費で、災害援護資金貸付金1,050万円を計上します。これは県からの支出金を原資としますが、財政事務での取り扱いは地方債扱いとなります。県からの借金という形になります。

68ページ、お開きください。

上段です。目7予防費513万円を追加措置します。これはポリオワクチンの接種方法が変更になりました。そのことによる増額補正です。

目8放射能対策費で除染対策事業の所要額3,988万6,000円を計上いたします。

69ページです。中ほどです。6款農林水産業費農業総務費で、上川名構造改善センターのトイレ改修工事費409万5,000円を措置いたします。老朽化が進んでいるための改修を行うものです。

目3農業振興費農業施設再生支援事業補助808万3,000円。

目7 稲作総合対策費集落営農水田担い手対策事業補助346万8,000円。これはいずれも事業量が増えたための増額補正となります。

71ページです。上段商工費目2 観光整備費で、615万4,000円を追加します。このうち、震災と緊急雇用対応事業の追加で345万7,000円を増額。

目3 コミュニティプラザ管理費では船岡駅のトイレ改修工事費278万9,000円を計上します。

72ページです。8款土木費、目2 道路維持費で4,278万円を増額補正します。このうち一般町道改修のための工事費3,000万円を追加措置します。これは、下水道災害復旧にかかわっての関連工事。また、傷みの激しい道路の舗装打ちかえ、側溝改修が主な内容になります。

73ページ、中段です。河川費で435万円を計上します。古川水門の修繕と、下名生前田地区排水路ほか改修を行います。

下の段、都市計画費目4 都市下水道費で、西船迫一丁目地区の雨水対策附帯工事費等1,150万円追加補正します。台風4号の被害に対応する工事となります。

74ページです。上段。公園緑地費で、公園施設整備遊具更新で522万5,000円を追加補正。事業箇所は船岡城址公園、船岡新栄2号公園、舘前緑地、北船岡河川敷公園を予定しています。

10款教育費目2 教育管理費工事請負費として160万円計上。これは槻木小学校冒険ランドの撤去を行います。

76ページ中段になります。中学校費備品購入費として242万円計上します。船迫中学校の暖房機の入替えを行います。

77ページの下段。図書館費では、自転車駐輪場の設置工事費173万5,000円を計上しました。

79ページです。11款災害復旧費で、台風4号被害の災害復旧費を計上しました。農林水産施設災害復旧費で1,455万円。土木施設災害復旧費で1億826万9,000円を追加措置しました。財源内訳をごらんいただきたいんですが、これは激甚災害指定を受けていますので、想定する国庫資金、地方債を計上しています。

下の段、12款公債費は、地方債借換債による支出となります。

以上が詳細説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑は、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については款1 議会費58ページから款4 衛生費68ページまで。款6 農林水産業費69ページから款12 公債費80ページまでといたします。質

疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。11番大坂君。

○11番（大坂三男君） まず、歳入だけですね。

55ページ、地方交付税なんですが、5,100万円増額ということになっていますが、この辺の増額要因をお伺いします。

平成23年度決算はまとまったと思うんですけども、増減が平成23年度と比較しての増減もお知らせください。

それから、震災復興特別交付税、これが何度かにわたって交付されていると思ひまして、また最近も国会議員の事務所からその資料がファクスされてきています。柴田町にも幾らか出たようですけれども、今回この特別交付税は柴田町にどういうふうに該当するのか。特に除染等について気になっているんですが、その辺がどうなっているのかということをお願いします。

それから、54ページの教育費国庫補助金ですね。9,157万5,000円増額ということなんですが、これの詳細、どこの学校なのか、どういう補助金が増額になったのか。

それと、多分増額になったので、その町債の減額ということなのかなとさっきの歳出のほうを見たときに、ちょっと思ったんですが、その辺の関係ですね。これについてどういう、何ていうんですか、国への働きかけなり申請なりをしたのか、お願いします。

それから、歳入では、基金繰入金、財政調整基金から8,400万円。これはその後の結果としての残高が8億円程度ということだったんですけども、いわゆる財調残高と減債基金というんですか。町債管理基金というんですか。その辺もうちょっと中身をお願いします。

歳出のほうにさらなる積み立てがあったんですが、あれは何のことかなと思っていたんですが、さっきの説明では前年度の残余金の2分の1と。こっちでは取り崩しておいて、あとは別に残余金は2分の1は積み立てなきゃいけないというルールのもとで、片方で取り崩す、片方で積み立てるということをやっているのかなということで、その確認をお願いしたいと思います。

その56ページの町債で逆に8,300万円の減額、学校教育施設等整備事業債が減額されていますので、これがさっきとの相殺なのか。相殺っていいですか。地方交付税ですね。53ページの。その関係、お願いしたいと思います。

57ページの災害復旧事業債。これはどういう災害、どこの復旧事業に当たるのか。土木施設

災害復旧と農林業施設復旧。農林のほうは金額少ないようではすけれども、土木施設のほう。それで、今回の激甚災害の指定を受けての査定が9月7日と言っていましたから、あしたですか。それがあつたんですが、それを見込んでの借金するの。その辺関係ないのかどうか。お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 以上。答弁を求めます。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 順に説明していきたいと思つた。漏れがあればご指摘ください。

まず、1点目の地方交付税、53ページだつたと思つたんですけれども、この地方交付税の5,000万円ふえたということによろしいのでしょうか。地方交付税そのものとしては昨年度より1,000万円落ちています。1,000万円強だと思つたんですけれども、昨年より少なくなつています。ただ、予算で控え目に組んだものですから、結果的にはここで5,000万円の増になつたということです。昨年より1,000万円減つたということについては特に理由があるわけではなくて、その年の収入額による増減が必ずありますので、その誤差の範囲内で動いていく。普通交付税については昨年震災のときには少し動きが違つていますが、ほぼ微減傾向ながら横ばいで交付されているとご理解いただきたいと思います。

教育費のほう、お願いします。（「震災復興特別交付税」の声あり）

震災復興特別交付税、質問がありました。一昨日県のほうから柴田町にする交付額の連絡がありまして、柴田町は1,000万円の交付額が報告されました。この内容は、特に震災復旧の工事がふえたわけではなくて、大きいのは実は柴田町で亡くなつたのが2名という報告があつたんですが、実はその間、その次に関連死が3名ありまして、その死亡者数による交付税の増額、いわゆる市町村が震災で亡くなつた方たちのさまざまな面倒を見る経費があるだろうという形の増額が1,000万円のうちの700万円ありました。そのほかに、地籍調査の動いた分とか細かいものがありまして1,000万円の金額になつています。

除染については、除染費が除染が終わつた後に特別交付税で見るとなつていますので、今回補正予算上げていますが、この工事が全部完了次第この金額を除染にかかつた経費として申請をかけます。これが全額見られるかどうかについては回答ないんですが、財政当局としては少なくとも七、八割は見たいという思いではあります。

○議長（我妻弘国君） それでは教育費、教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ご質問にありました54ページの教育総務費国庫補助金の9,157万5,000円の増額補正の説明ということでございます。これは、まず一つが主には槻木中学校改築工事分の交付決定に基づくものでございます。増額の理由としましては、補助基準単価

が平成23年度におきましては14万5,300円。平米単価ですね。平成24年度では15万4,000円ということで、平米単価8,700円の増額があったということが大きな理由でございます。槻木中学校改築工事分として9,123万5,000円。船迫小学校大規模改造工事分として34万円で、合わせまして9,157万5,000円ということになってございます。

○議長（我妻弘国君） 次、基金残高。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） まず最初に財政調整基金と町債等管理基金、この違いだと思うんですが、簡単に、町債等管理基金については町の借金返済のために原資として使うことができるという筋書きにはなっているんですが、町が必ず借金を返しておりますので、いつでも取り崩しできるという性格があるわけです。そのために、処分できる基金としていつでも処分できる基金として財政調整基金と町債等管理基金を2つ足した金額で報告しています。

今回、8,300万円の取り崩しを行いました。議員おっしゃるように繰越金の剰余金の2,500万円の積み立てを行いました。これは、取り崩しながら片一方では積み立てするんですけれども、財政法上のルールですので、これを明らかにするという形で載せています。この2つを全部合わせて残額が8億円ということでご理解いただきたいと思います。

最後になりました学校教育施設の整備事業債8,300万円の相殺かという質疑では、これは一切関係ありません。たまたま金額が似ているだけです。

○議長（我妻弘国君） 災害復旧。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 農林業災害施設復旧事業の70万円なんですけれども、これにつきましては実はきょう、農地災とため池の災害査定が午前中、終わりました満額査定が通ったということでございます。この金額につきましては、小倉入ため池ということで、台風4号で被災受けましたものを国の災害補助を受けるための事業費の20%の9割を起債ということで計上しております。

○議長（我妻弘国君） 土木のは災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） 土木施設災害債としまして7,850万円を計上させていただいております。これは、歳出のほうの79ページの歳出の内訳も同じ額でありまして、今回、あしたの査定を受けます公園債、それに道路と河川の災害をあわせて見ていただいたものの金額でございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（大坂三男君） 地方交付税については予算時に低く見積もっていたのがそれほどでなく、普通に去年並みに入ってくるということがわかったということで、金額的にはちょっと

大きいように見えるんだけど、ふえたわけではない。ただ、その低く見積もった部分がなぜそんなに低く、低くといいますが5,000万円、全体の金額とするとポイントとかでもちょっと見積もりとしては低かったのかなという感じがします。その辺のご感想をお願いします。

それから、教育費国庫補助金については、工事の単価が補助基準が変わったということ。これを見て思ったのは一部工事単価が上がったのかあるいは少しやらずに変わらないものがふえたのかなと思ったんですけども、補助単価が上がっての補正ということだということなので、わかりましたけれども、それはそういうことというのは結構しょっちゅうあることなのかどうか。補助基準が当初の段階よりも違ってくると、上がる場合もあれば下がる場合もあるのかなと思ったので、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

57ページの借りかえ、その上ですね。災害復旧事業。農林業関係はため池とかそういうところの分だということ。土木施設災害復旧事業。大まかだったので、もうちょっと細くお願いできないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 1点目。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 交付税の見積もりなんですけど、実は地方交付税については過大な見積もりはするな、してはならないという財政法上の不文律があります。交付税がなかなか議会に説明しても見えないものですから、予算が足りないときに勝手に交付税を膨らまして予算をつくり上げるということが、昔々あったみたいで、それからは交付税の過大な見積もり、いわゆるオーバーする見積もりはつくるな、多少控え目にしろということだと思います。そういう意味で幾分控え目には見えています。町長の方針とは少し反するんですけども、交付税、歳入そのものについては財政当局は幾分下目に見るということをご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 2点目。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ご質問にお答えいたします。

補助単価の変動についての考え方といいますか、ということのご質問かと受け取りまして、当初予算を計上するときには前年度の補助単価等で積算をして計上いたしまして、今回交付決定が来てこの基準単価になったということがわかったわけなんですけれども、やはりその時代といいますか、そのときのそれぞれで国のほうの基準単価の変動というものはあり得るものなのかなと捉えております。

○議長（我妻弘国君） 3点目。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） お答えいたします。

失礼しました。今回の台風4号での被災箇所等につきましては、まず道路が入間田2号線、入間田の前原の地区でののり面の崩落というか、上川名とか葉坂の地区。5カ所です。予定しております。

河川のほうにつきましては、いずれも槻木の北部の河川の中なんですが、上川名堀、大江堀、入間田の三本木堀ですね。関根堀と、葉坂の白坂堀、五合田堀等で19カ所。

公園のほうは、あしたの査定を受けます国庫による災害復旧のほかに、船岡城址公園では2カ所。これは園内の道路も含みであります。それと山下公園1カ所、計3カ所ということで、合計27カ所の復旧を予定しております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再々質問ありますか。よろしいですか。どうぞ。

○11番（大坂三男君） 57ページの災害復旧事業債、借金するんですが、そのいわゆる災害というのは6月の大雨の災害だけなのか。ほかの部分もあるのか。その辺も。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。災害復興対策監。

○災害復興対策監（平間広道君） お答えいたします。

今回は、台風4号に関するものでございまして、その後の7月の初めでしたですか、梅雨前線の大雨のときはそう大きなことはなかったということで4号災だけです。

○議長（我妻弘国君） ほかに。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 53ページの地方交付税、5,144万4,000円増額の件なんですが、これはこれから国から支払われると理解してよろしいのでしょうか。というのは、まだ国会で赤字国債特例法が可決されないということで、新聞なんかでは国が支出を抑制すると、きのうかおとといに、本来は地方自治体に支払われる分が延期というかできなかつたと。例えば、地方自治体から入金を当てにしていた銀行なんかに影響が出ないように日銀が特別に資金を供給したという動きがあるんですが、そういう意味で5,144万4,000円という今回の計上された金額というのはこれから具体的に国から交付税ということで支給されるのかどうかですね。その見込みというものをお聞きしたい。これが第1点目です。

2点目は、今後の見通しですよね。このまま国会が閉会して、場合によっては10月に臨時国会が開かれるかわからないけれども、それもすぐ解散とかでそうなるとこの赤字国債特例法案というのがまたまた宙に浮いたままいくと、地方への支払いというのはどうなるか見通しが立たないような気がするんですが、そういった場合に柴田町としてどのような対策というのを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 交付税なんですけど、今回補正5,100万円ありましたが、これは本年度の地方交付税額の合計で26億円、特別交付税含みますけれども、額の確定の通知です。交付税そのものは4月と9月と11月、3回に分けて支払われる。失礼しました。4月と7月と9月と11月、4回に分かれて支払われます。これが別に5,100万円がどこで支払われるじゃなくて、この2年間総額が4回で支払われるとご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 見通し、財政課の。今後の見通しですね。

○財政課長（水戸敏見君） 交付税の来年以降の見通しということで（「年内」「なければ9月に支払われると言いましたけれども、払われたんですか。それと……」の声あり）ああ、わかりました。

今の国会でとまっているためのものと理解してよろしいんですか。

通知について柴田町の交付税がこの次9月なんですけれども、支払い停止になるかどうかについては通知が来ていないんですが、通知によっては財政力の弱い団体については交付するという総務省アナウンスがあるんですが、柴田町が財政力が弱いと判断されるのか、強いと判断されるのか、グレーゾーンにあるなと思って、ちょっと難しい判断になっているんですけども、大きな団体ではないので、恐らく柴田町は遅延ということはないかなとは思っています。ただ、もしも遅延となれば会計課のキャッシュフローの資金繰りにかかわってきますが、場合によっては資金がショートすれば一借という場面も考えなければいけないなと考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今、年4回という中に9月とあって、私が聞いたところはきのうかおととிட்டた。地方自治体の支払いが。それをやめたということでは、実際に柴田町としてどうだったかという点を一つ確認したいのと、例えば今この赤字国債特例法案出して支出、差し当たりはこの地方交付税ということなんですけど、国がさらになかなかこの特例法案を認められる可能性がだんだんとまた少なくなってくるということと、ほかの部分についての支出抑制ということも考えざるを得なくなるということもあると思うんです。何とか補助金とかという。その辺も町というのは考えているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 今ちょっと確認しました。9月は8日付で国税が入ってくるはずなんですけど、入ってきていません。柴田町は財政力がとても強い団体だと思われたのかなと思

います。9月4日付だそうです。4日付で入っておりませんので、9月の支給は恐らくとまったんだろうと思います。早目に入ってきてほしいんですけども、この後は資金繰りについては会計管理者のほうと相談はしてみたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 万が一のことでの話かもしれませんが、これも国の動き次第ということになりますよね。特例法案ということでは。しかしやはり、町としても万が一のことを考えての今の対策を考えるということですよ。会計責任者と。そう理解していいんですね。

○議長（我妻弘国君） 会計管理者。

○会計管理者（村上正広君） 今の話なんですけれども、今度9月と12月に入ってくる分、残っている分、12億円まだ入ってきていない。そのうち本来であれば9月に6億円が入ってきて、その後に6億円入ってくる予定なんです。ところが、今回9月の6億円がちょっとおくれるという通知がありました。今後、その6億円が入ってこないということに対してのご心配ということでございますけれども、当然一時借入、議会で議決していただいております5億円。最悪であればその一時借入をして中を継ぐという形になるだろうと思います。

今議員さんがおっしゃったように、臨時国会を10月に開いても大体来るのは12月ごろになってしまうという、私は予測しています。その間のつなぎ資金として一時借入、議会のほうで了解していただいていますので、それを借り入れるという考え方。

それから、国会のほうがずれ込んできた場合、臨時財政対策債というのが、本来であれば交付税というのは、交付金というのは満額よこさなくてないんですけども、満額よこせないで臨時財政対策債を借りていいですよ。こっちは6億円予算化していますよね。それに対応、その上乗せの対応、これは私の考え方なんですけど、国のほうでよこせないというのでは臨時財政対策債を上乗せで借り入れていいですよ。ただ、それに対しては当然国のほうが利子から何から全額補償しますという形で来るんじゃないかなと、私の思惑ではございませぬけれども、最悪一時借入ということはあるということで考えてございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 55ページ。農地・水保全管理の17万2,000円と戸別所得補償の、この内訳というか農地・水も今一生懸命やっていて、多少差額が出たということもあってのことなのかなということと、戸別所得補償は去年は余り出なかったという形も見えるので、今どうしてこれが入ってきているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 農地・水保全管理支払推進交付金につきましては、当初4地区ということで見込んでいまして5万8,000円見込んでおりましたけれども、12区にふえたということで増額するものです。これにつきましては、町のほうに県の協議会のほうから推進の事務費等ということで町の交付された金額でございます。

それから、戸別所得保障経営安定化推進事業交付金につきましては、「人・農地プラン」ということで今年度から推進するわけですけれども、その推進費ということで町のほうに国のほうから交付される金額でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問よろしいですか。ほかに。17番白内さん。

○17番（白内恵美子君） 55ページの民生費県補助金4児童館費県補助金の50万4,000円のマイナスの説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えいたします。

地域組織活動育成事業費補助金であります。50万4,000円の減額であります。これは児童館母親クラブ活動費補助、歳出のほうでそちらのほうで出ている金額でございます。

今回、所得税の年少扶養控除廃止に伴いまして、地方財政が増収分になるということで一般財形化されました。そのために50万4,000円の県補助が入らなくなったということなのですが、平成24年度の当初予算において町単独事業として歳出のほうに満額計上しておりますので、今回ゼロになりますけれども、歳出のほうはそのまま生かされると、既にクラブのほうでは事業を展開しているということでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） それでは次に歳出について58ページから68ページまで。質疑ありませんか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点だけ、68ページの放射能対策費ということで、3つの種類の除染対策事業と出ているんですけれども、どういう対策の中身ですね。例えばどういう方法で除染するのかという、校庭の砂とか土を削るのか上に足していくというような福島の例がありますが、それから例えば屋根なんかに、福島でも水をかけたりしてというのがありますが、それと、福島の場合だったかはわかりませんが、放射能濃度が高いところは家の壁とか、あれも削ったんだということがありますが、柴田町にあるこういう児童福祉、公園、

学校施設というの、実際どういう方法で除染するというのを考えているのか。それと除染した後の土や砂の処理というのが問題になっていますよね。やはりそれにも放射能が含まれているということで、どういうふうに処理するかということが問題になっているようなんですが、柴田町としてその辺どう考えているのかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課。

○町民環境課長（佐藤富男君） 68ページの放射能対策費の内容でございます。基本的に今までも第一幼稚園、船岡保育所、西船迫保育所、除染やっていますが、基本的には表土を一、二センチ程度削りまして、それで削った土はその敷地内に埋設覆土するというところでございます。今後、予定している児童施設、公園、学校等についても表土の剥ぎ取り、そしてその敷地内に埋設して覆土するという方法でございます。

第一幼稚園、船岡保育所、西船迫保育所、いずれも敷地内に埋設を行って埋設後にそれぞれ空間放射線量を測定しておりますが、いずれも埋設したところにつきましては大体平均毎時0.08、0.09という状況でありますし、敷地の定点測定を行っておりますが、それも当然実施前は毎時0.20くらいのものが0.08、0.09、0.01というような状況で定点測定でも推移しておりますので特に大きな問題は生じておりませんし、今の議員さんご心配のように除染の方法として福島地域においては一部において相当放射線量が高いということで屋根であるとか壁であるとか、そういうところまで除染されておりますけれども、柴田町においては毎時0.23マイクロシーベルト以下ということであり、今回町の政策で毎時0.20以上についての除染を行うということで実施しております。今定点測定を行っている中でも大きな問題がありませんので、今の方針に基づいて実施をしていく予定であります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 公園について。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 公園であります。これにつきましては下名生児童遊園、それから剣崎公園。これについてトータルとすれば5,700平方メートル、表土を削って公園の敷地内に埋設する、埋めるという形で進めていきたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 学校について。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 施工方法につきましてはただいま町民環境課長が説明した内容で取り組んでいくということになります。場所につきましては、まず簡易測定器で空中放射線を測定しております。町の方針として0.2マイクロシーベルト以上のところについては対応するというものでありますので、簡易測定ではかった中では西住小学校、船岡小学校、船迫小学校、東船岡小学校を対象に考えているものであります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今まで町の説明を聞いていると、私は定点観測と土のほうとかそっちばかりイメージで持っていて、間違いなく屋根とかについても観測していたのかというのは今確認したいなと思ったんですよ。

○議長（我妻弘国君） 町民環境課。

○町民環境課長（佐藤富男君） それでは、お答え申し上げたいと思います。

屋根とか壁とかそういう建物等含めた測定しているかということでありまして、あくまでも空間放射線量でありますので、そういう屋根とか建物測定は一切しておりません。空間放射線量で周辺を測定することによって、おおむねどの程度の線量であるかというのがわかりますので、特に高い場合についてはそういう屋根の調査であるとか壁の調査となりますけれども、いずれも町内の各公共施設等の調査を行っても高い線量でありませんので、そこまでは担当課としては調査しておりません。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） あとは例えば公園施設とか学校もなんですが、その周辺までというのは調べているんですか。例えば雨によって公園の土が周辺に流れていったとか、学校の校庭なんかもそうなんですが、定点観測という、そういう意味では周辺までということをどの辺まで考えていたんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 公園でお答えをしたいと思います。基本的には0.23マイクロシーベルト以上になっていないということで、定点ということで同じ位置、公園ですと50センチの位置で同じ位置で同じ高さで1週間に1回ずつ観測をしているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 済みません、教育総務課のほうも。

○教育総務課長（笠松洋二君） 学校につきましても敷地内を小学生の場合は50センチですかね。中学校においては1メートルということの基準がございましたので、それで定期的に測定をしているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質問はありませんか。11番大坂君。

○11番（大坂三男君） 今の放射能対策費、財源見ますと3,900万円、約4,000万円が一般財源からということになっていますが、前に除染費については電力なり国なりに賠償といいますか、金を出してもらうために何かやるんだという話もあったんですが、国のほうでもさっき

言った特別交付税みたいな形で除染費用を負担するんだという話も聞いていますが、これがこのまま町の一般財源で終わっちゃうのか、そういう形でいただくのかということで、どういう方針で臨むのかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課。

○町民環境課長（佐藤富男君） 東京電力に対する損害賠償につきましては、宮城県下一斉に昨年年末に損害賠償請求をしております。今東京電力からは宮城県に対しまして賠償のどのように補償するという回答はまだ来ておりませんが、宮城県ではそれにつきましてはの回答を現在求めているところであります。

先ほど、除染費用等につきましては財政課長が答弁申し上げておりますとおり特交での措置を考えているというところであります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○11番（大坂三男君） 財政課長、伺います。考えているという段階なんでしょうか。これは絶対もらわなくちゃならないという意気込みでやっているのかどうかお伺いします。ぜひもらってというか、取っていただきたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） どうぞ。

○財政課長（水戸敏見君） 一言で言えばもらわにゃならんなんて思っているんですけども、確認しなきゃいけないのは、0.23というのが除染基準なんですけど、町はその下の0.20から0.23の間を町独自としてやっているわけです。ただ、これについても除染のための国の直接の経費は出ませんが、今年度については特別交付税の算定費用とするという連絡が来ているわけです。これが、平成25年度も26年度も続くのかと言われるとそこは一切ありません。とりあえず、平成24年度については除染の実績については経費として見るとなっていますので、再度繰り返しますが、財政課としてはぜひ取ってきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） そういった意味では、平成24年度中にできるだけ多くの場所をやってしまう、やらなくちゃならないと思うんですけども、実際やるに当たって砂とか土とかそういうのがなかなか見つからないというか、不足しているんだという話も聞いたことがあるんですけど、見通し、その辺どうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課。

○町民環境課長（佐藤富男君） 特に今新聞でも話題になっていますが、コンクリートの骨材ということで、非常に沿岸部のほうに材料が行って入手が困難だということがありますけれど

も、今学校とか保育所、幼稚園等の土につきましては粘性土と洗い砂ということで砂をまぜて混合したブレンドの土を覆土しております。そのブレンドする土も安全な土でなければならぬということで、特に洗い砂の入手がだんだん困難になってきているという実情はありますし、今県内の重点地域の市町村もそれぞれ大きくは学校とか大きな施設の除染に入っていますので、各町村とも安全な土の入手に非常に苦労しているという実態であります。

柴田町におきましても、大変同じような実情なんですけれども、業者のほうにとにかく優先的に材料を入手して実施していただきたいということで、現在は何とかやっている状況であります。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。17番白内さん。

○17番（白内恵美子君） 59ページの2企画管理費の14仮設トイレ借り上げ料、どこに仮設トイレ置くつもりでしょうか。

それから、65ページの児童福祉総務費の中の委託料で子ども総合センター基本設計委託料があるんですが、この間、アンケートはまだ分析までは行っていないということなんです、分析間もなく終わると思うんですが、どのように設計に反映させようと思っていらっしゃいますか。

それから、その下の被災児童やその家族等支援するための相談援助事業補助金とあるんですが、これはどのような内容でどのくらいの人数を見ていますか。実際に対象人数はどのくらいなんでしょうか。どのくらいの参加を見込んでいるものんでしょうか。

それから、68ページの今大坂議員から質問も出ていたんですが、放射能対策費の除染なんです、学校施設の除染は児童福祉施設と違って校庭がとても広いですよ。同じようなやり方をするんでしょうか。側溝とかも一番高くなっている側溝とか花壇のところとかそういうところを徹底してやるというのも大切だと思うんですが、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（我妻弘国君） 1点目。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、仮設トイレの借り上げ料についてです。10月6日と7日に、仙台大学を会場に東北子ども博第2回目が開催されます。実際的には、昨年1万3,000人の入場者を受けたんですが、ことしは2万人を目標にしようということで、やはりそうなった場合公的な駐車場がありませんので、トッコンの予定地、そちらを借用というか、準備をしようということで、そこを仮設トイレを設置して臨時駐車場にしようということで具体的な計画が進んでいるという段階です。

○議長（我妻弘国君） 2点目。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えいたします。

先日の一般質問のほうでアンケートの件につきましては集計は終わりましたが、分析はしていないということでありました。先日の全員協議会のほうで概要について説明させていただきました。施設の中身につきましても基本的な基準となるような部屋はこうなんですよということでは説明しましたが、今後センターの機能ということで子供たちが放課後安心して自由に過ごせる施設というのを中心に考えまして、アンケートの中でもいろいろ貴重な意見もありましたので、その辺も取り入れて考えていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 済みません。何人ぐらいを考えているかという質問があったんですけども。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 失礼いたしました。

NPO法人のゆるりんさんがこれまで子育て広場として被災者を対象として開設しておりますので、今回の補助の対象になったわけです。今回はちょっとうちのほうで把握しているのは15人と見込んでいます。未就学児ですね。未就児というんですか。保育所とかに入っていない。そういう方を入れると15人ぐらいかなということ考えています。

○議長（我妻弘国君） 次は、学校除染について。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えします。

除染の方法について対象を側溝等も考えているのかというご質問かと思えます。これまで町が実施しています除染の中では、第一幼稚園なり船岡保育所、西船迫保育所におきましても園庭、校庭を対象にしているんですが、今回実施するに当たりましては側溝の部分で高いところは泥上げといいますか、そういうことも考えて全体的にやろうかなと、やっつけなければならぬかなと考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） そうしますと、校庭の場合はある程度何カ所もはかって高いところがあればそこは剥いで覆土するけれども、低ければ全体をやるわけではなくて、何カ所もはかる。そして高い側溝とかはある程度集中して徹底してやるということによろしいですね。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。答弁を求めます。

○教育総務課長（笠松洋二君） 各小学校の校庭はご存じのとおり面積が非常に広いものですから、これまでも定点と各学校で測定をしております、敷地内を。その中の高い部分を想定しまして、想定といいますか、高い部分の面積で今回の補正予算の計上でご審議をいただいて

おりますので、そういう該当するところをもう一度再測定しまして絞り込んで対応していくという考えでございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 質問忘れていたんですが、67ページの環境保全費の委託料に自然エネルギー活用推進事業委託料とあるんですが、これはマイナスになっていますが、説明をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課。

○町民環境課長（佐藤富男君） それでは、お答え申し上げたいと思います。

自然エネルギー活用推進事業委託料ということで、当初600万円予定しておりましたが、今回の事業につきましては被災者求職者を雇用して自然エネルギーの自給率を高めるために自然エネルギーの有効利用を普及促進するという事業で行っております。当初人件費、400万円とその他啓発費などで200万円当初600万円予定しておりましたが、今回1名の人件費393万7,500円のみとなりましたので、今回その差額の206万2,000円を事業費の確定によりまして決定見込みによりまして減額するものであります。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。14番星吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 今の67ページの自然エネルギーのことなんでありますが、今答弁の中で200万円がカットされているということでもありますので、残った、最初600万円と言ったはずであります。残った金額で自然エネルギーのそういう事業が行われる、事業でない、雇用ですね。震災等緊急雇用事業が進められるのかですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課。

○町民環境課長（佐藤富男君） お答え申し上げたいと思います。

先ほどご説明申し上げましたとおり、最初の予算要求の中身的には400万円が人件費で200万円が啓発費等ということで、今回1名の人件費だけということで決定見込みになりましたので、その事業、これは主に人件費なものですから、その人件費だけで今回の事業ができるということでもありますので、今回200万円を減額するという内容でございます。これを事業費で実施できるということでもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○14番（星 吉郎君） どんなことが進められるのか、内容的なもの。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課。

○町民環境課長（佐藤富男君） 町内の事業所が今話題となっております太陽光の自然エネルギー

一の有効活用を図りたいということで、雇用いたしましてその事業に取り組んでいるということでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） それでは、次に69ページの農林水産業から80ページの公債費に対する質疑を許します。14番星吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 75ページの15節工事請負費、槻木小学校冒険ランド遊具撤去ということですが、撤去というものがどういう、どこまで撤去されるのか。

あともう一つ。前のページになりますが、73ページの道路新設改良費の中の工事請負費と17の公有財産の購入費が△、いわゆるマイナスになって前のその上は200万円工事費ということを出ているんでありますが、この狹隘道路、マイナスということはどういうことなのかお願いします。

○議長（我妻弘国君） 最初に、撤去。都市建設でいいの。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは73ページ、狹隘道路関係であります。実は用地買収費、白三角200万円ということでお願いしておりますが、単価合意をしております。現計予算が966万円となっておりますが今回単価が合意ができたということでその分の200万円をまず減額しております。これから当然契約等を行って工事を発注するわけですが、その200万円分をこれから発注する工事のほうに予算計上して、最終的にはプラス・マイナス・ゼロなんですけれども、これから発注する分として工事請負費のほうに計上させていただいたという内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 75ページの工事請負費で160万円を計上させていただいております。これは、槻木小学校の冒険ランド、遊具がこれも議会でのご質問等もいただいておりますが、遊具の基準をクリアしていませんので、今虎ロープで使用禁止という状況にしています。そのままでは、あのままではうまくないということです。そういうふうに考えましたので、安全に遊べる丘といいますか、築山に戻すということであの部分の遊具の全てを撤去するという。山にある遊具の基礎部分のコンクリートブロックも出ていますから、安全にするまでも撤去しまして安全に遊べる丘、築山に復元するという考えでいるところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○14番（星 吉郎君） この前、校長先生と会う場がありまして撤去されるのですかという話を聞いたところ、無論使えないから撤去するんだという話はこれ見ればわかるんですが、実は山まで要らないんだという話も聞いたものですから、平らにしてほしいという話も耳に挟んだものですから、撤去費用が160万円で済まないのかなと私はぼろっと思ったんですね。これは確認しなければならないと思うんですが、そんな話が冗談で出てくるのは、やはり校長先生は心配事かなと私思ったものですから、あえて話したわけです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 大変ご心配いただきましてありがとうございます。学校のほうとの打ち合わせでは今回答させていただいたように丘で、遊具はそういう基準を満たさないで適合しないので撤去する。そのままに、野ざらしにはできないので撤去させていただくんですが、子供たちがそういう丘があることでやはりいろんな発想をして遊ぶ。これからのことは考えていかななくてはならないのかと思いつつも今はまず安全確保の撤去をするという考えでおりますので、学校のほうとも打ち合わせしてきておるんですが、なおのこと詰めたと思います。ありがとうございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。2番佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 74ページの款8 土木費の節15ですね。町営住宅の手すり取り付け工事、それはどこにどのようなものなのかわかりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 町営住宅手すり設置工事。神山前住宅につけます。当然、高齢者ということで、階段に3棟あるんですけども、階段がなくて高齢者の方がなかなかおりにくいということで、今回手すりを設置して安全にといいですか、楽にといいですか、上りおりしていただきたいということで、今回お願いをしているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問よろしいですか。ほかに。8番有賀さん。

○8番（有賀光子君） 今の続きなんですけれども、神山前のアパート、3号棟全部につけるのでしょうか、手すり。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○都市建設課長（大久保政一君） 3棟あるわけなんですけれども、1棟だけつけて2棟残すというわけにいかないと思います。当然神山前ですので皆つけないとだめだとこのように思っています。3棟そのまま設置していきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 7番広沢君。

- 7番（広沢 真君） 1点ですけれども、73ページの8款土木費工事請負費、古川水門の修繕工事の中身とちょっと離れるかもしれないけれども、古川水門の現状、経年劣化の現状というか、耐用年数どうなっているのかを伺いたいと思うんですが。
- 議長（我妻弘国君） これは都市建設課。
- 都市建設課長（大久保政一君） 古川水門の修繕工事ではありますが、これには毎年実は保守点検を行っております。当初予算で300万円実は計上させていただきました。今回、補正もお願いしているんですけれども、額的にはそんなに大きくないんですけれども、要はスピンドル、巻き上げがあつてあそこが2連の水門になっていまして、横で1本で回して2扉上げる。このスピンドルのギア関係、そこが今回修繕をしたりということで、不足額が生じたので、今回計上しているという内容でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 7番（広沢 真君） 現況でどれぐらいの耐用年数になっているのかということなんですが。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。
- 都市建設課長（大久保政一君） 耐用年数ですけれども、団地造成が大体昭和52年ころ終わって、そのころつけたんだろうと思ひまして、30年以上はたっているということで30年くらい適切な保守点検をやっているれば、もたせることができるんだろうと思ひますけれども、今回一部に修繕箇所が出ましたので、補正をとという形をお願いをしているところでございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問よろしいですか。ほかに。9番水戸義裕君。
- 9番（水戸義裕君） 69ページの農業振興費節13人・農地プランのこれ、どんな資料になるのかお聞きしたいのと、73ページの前田地区排水路の改修ということで、ここも今までほとんど自然排水ということで、とにかく大量の雨が降るとあそこはあふれてしまうということだったので、この工事によってあふれることがどういうふうに関消されるのかということをお聞きしたい。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長（加藤嘉昭君） 資料作成委託料なんですけれども、農政情報システムを活用しまして、12集落単位に進めるわけですけれども、その12集落の土地の耕作状況あるいは賃貸状況、あるいは土地の集積図ですか。そういうものをシステムを活用しましてプログラムを組んで各集落単位にデータをそろえるという委託料でございます。
- 議長（我妻弘国君） 排水は、都市建設課。
- 都市建設課長（大久保政一君） 73ページの前田地区の排水路関係ではありますが、実はこの地

区に前田樋管があります。樋管がある割合にはなかなか効果が発揮できないということで、断面が土側溝になっているということだと思っておりますけれども、今年年次計画でコンクリート水路に改修をしていきたい。

これにつきましては毎年1路線といたしますか、1河川といたしますか、河川費の中で計上しております。昨年までは中名生の八幡、コルゲートでたしかやっていたかと思っておりますけれども、そこもあと10メートルぐらいちょこっと残っていますので、メインとすれば前田地区排水路ほかという形でそこもちょっと10メートル分手当てをさせていただきたい、このように考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 12地区ごとということは、当然説明する資料というか実際やるかやらないか決める資料のもとになるということ、説明の資料なんですよ。

あともう一つが、今のコンクリートにかえるという、今の深さのままでコンクリートなのか、それとも若干深くしたり幅を広げたりということがあるのかどうか。要はあそこの集まってくる量からいったら今のままでコンクリートにしたって大した影響ないかなと思うので、その辺の事情をお聞かせください。

○議長（我妻弘国君） 1点目。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 説明資料というよりは、説明するためのバックデータというんですか。各集落の農地の耕作状況なり賃貸の状況をあからさまにしまして、それに基づいたいろんなお話し合いをするためのバックデータということでご理解いただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 2点目。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 断面はこれからまず検討するんですけれども、今のところ町道に横断管あります。それは余りそんなに大きくなくて、そこら辺はもうちょっと大きくしなきゃいけないんだろうと思いますけれども、両サイド畑あるいは田んぼになっていますけれども、天端いっぱいまで上げてしまいますと当然畑の排水とかうまくききませんので、ダブル断面といたしますか、ある程度のりとコンクリートという形の排水断面という形で現在考えております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。1番平間奈緒美さん。

○1番（平間奈緒美君） 74ページ、公園緑地費の15の工事請負費公園遊具の更新工事あります。これをもうちょっと詳しくどのような工事をするかお願いいたします。

それと、先ほど星吉郎議員からもありました75ページの槻木小学校冒険ランド遊具撤去工事

について、撤去工事はいつごろを予定しているのか。期間についても伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 1点目。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 74ページの公園の遊具の更新工事ではありますが、船岡新栄2号、コンビネーションということで今テープで使用禁止になっております。それから、館前緑地の滑り台、それから北船岡の河川敷公園のスプリング遊具。それから同じところなんですけれども、階段にこうなってステップといいますか、渡って低くなったり上ったりステップ台というんですか、それを3公園で更新をしたいとこのように考えております。

○議長（我妻弘国君） 2点目。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 75ページの槻木小冒険ランドの実施時期と工期についてのご質問であります。これでお認めいただきましたら、工事案件で入札案件ということになりますものですから、指名委員会を経て工期は年度内に、平成24年度内で竣工したいと考えております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか、再質問。ほかに。11番大坂君。

○11番（大坂三男君） 何点かお願いします。69ページ、上川名農業総務費上川名構造改善センタートイレ等改修工事というのがございますね。次のページにも71ページにも船岡駅コミュニティプラザトイレ改修工事というのがありますね。これはどういう改修になるのかなということと、その辺まずお願いします。

75ページの教育費教育管理費のほうなんですけど、備品購入費のパソコン70万円。これはもしかして図書検索のパソコンかなと期待しているんですけど、その辺どうなのかお伺いします。

それから、76ページの教育費の中の中学校管理費で暖房機ですね。船迫中学校だと思うんですけど、これ、どこの教室のどういう暖房機で何台なのか。文教で見に行ったものかなと思うんですけども、ちょっとこの辺お願いします。

それから77ページの一番下に図書館費の駐輪場設置工事とあります。これ、どういう形になるのかいろいろ提案はしたんですけども、具体的なイメージというか形の説明をお願いします。以上です。

○議長（我妻弘国君） 最初に農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 上川名構造改善センターのトイレ改修工事ですけども、今現在改善センターにつきましては和式でくみ取り式というトイレになっておりますので合併浄化槽化と洋式化を図るといって改修工事でございます。

○議長（我妻弘国君） 71ページ。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 船岡駅のコミュニティプラザのトイレ改修工事ですが、船岡コミプラのトイレについては毎年冬場凍結をして何回か職員が呼ばれるという状況でございます。この凍結防止をするためにパネルヒーターの設置。それから入り口にドアがございますので入り口のドアの設置の改修を行います。それから、ことしの桜まつり関係の反省から女子トイレのほう、2基しかありませんでしたのでどうしても混雑するというので3基に。1基増設します。そして、2基あるうちの1基が和式でしたので、全部洋式に変更する。男子トイレも洋式に変更するという内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 次に教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 75ページ備品購入費の70万円、パソコン、議員さんが今おっしゃっていただきましたように、槻木小学校、槻木中学校の学校図書館の図書管理システムを備えたパソコンを2個分の計上でございます。

続きまして76ページ備品購入費242万円暖房機でございます。これも文教常任委員会での所管事務調査のときに見ていただいた船迫中学校の暖房機でございます。これは、清掃点検報告によりまして選定したのなんですが、校内には全数で59台ございます。これまでに更新を完了しているのが14台。残り45台あるわけなんですが、そのうち今回11台、清掃点検時に報告で注意をしたほうがいいという、更新時期だという内容がございましたので、11台分を今回計上させていただいているということでございます。

残り、そうしますとお認めいただいた後には34台となるんですが、これにつきましても計画的な更新をしていかなければならないかなと考えているところです。

○議長（我妻弘国君） 次に、生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 図書館のほうの駐輪場設置工事でございますけれども、前回にもお話ししたと思いますけれども、子供たちが図書館のほうに、郷土館のほうにも来て、自転車がぬれちゃうという、屋根つきの駐輪場を設置してほしいということだったので、今回設置するということにしたわけでございます。中身につきましては屋根つきで3連式ということですから、約20台前後並べられるという状況でございますので、改善されると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 改善センターのトイレはくみ取りを浄化槽にするんだと。それから駅のものも凍結防止をするんだと。そして増設するんだということなんですけれども、改善センターとか集会所でいまだにくみ取り式というのがどのぐらいあるのか。実は山根の集会所が

くみ取り式になっていまして、隣がくみ取り屋さんだからいいのかどうか分かりませんが、早く浄化槽にしてほしいという声を前から聞いていたんですけれども、そこをやるつもりがあるのかどうかですね。ぜひ早くやってほしいなと思います。その辺見解を伺います。

それから、トイレの凍結についてはほかのところではないのかどうかですね。凍結防止、どういう対策をしているのか、ほかのトイレ、公園等も含めて、公園は冬場は閉鎖ということも聞いているんですけれども、その辺もう1回確認の意味でお願いします。

それから、75ページの教育管理費の図書室の図書検索システム、70万円のパソコンとなっていますが、いろいろパソコンのほかにバーコードをつくるためのプリンターとかそういうものも必要だと思いますし、親ソフトに対しての子ソフトみたいな、そういうソフトのインストールも必要だと思うので、その辺システム的に小学校と中学校で2つの学校分で70万円で済むのかと、随分低い金額だなと思うんですが、その辺お願いします。

駐輪場20台でちょっと足りないんじゃないかなというイメージを持つんですが、この間行ったときに30台ぐらい並んでいてこっちのコンクリートの上に自転車乗っかっていましたけれども、後々植え込みありますよね。あの辺はどうなるのかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 1点目。

○財政課長（水戸敏見君） 集会所、手元に持っていないんですが、10カ所程度はまだくみ取り、その中には簡易水洗というんですか。そういうものもあります。区長さんのほうから要望も上がってきているんですが、利用頻度と傷みぐあいも勘案しながら計画的に取り組んでいこうかなと思っております。一斉に全部やるというわけにはいきませんので、やはりその2つ、利用頻度、傷みぐあいを確認しながらやっていきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 2点目、水道凍結。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 公園の関係であります。凍結防止ということで冬の間は閉鎖をさせていただいているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 駅のやつもでしょう。公園はそうだけど、そっちのコミュニティプラザのもの。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 現在のところまず槻木駅のコミュニティプラザなんですけれども、そちらにはパネルヒーターがついていますので、凍結は一切しておりません。それから、船岡城址公園関係のトイレにつきましてもパネルヒーターなり電熱器なりがついておりますので、凍結は今のところしていないという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 次は教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えいたします。

パソコンというに説明欄にパソコンだけ書いてしまいました。大変申しわけありません。これは学校図書館システムを入れている、インストールしているパソコンで、そのほかにバーコードリーダーとA4サイズであります、モノクロですけれども、レーザープリンターということでの一式と考えております。それが2校分ということになります。

○議長（我妻弘国君） 駐輪場。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 場所については産業展示館の研修室の北側、植え込みはちょっとありますけれども、植え込みはみんな撤去してあそこのところに設置するというので、20台から25台、無理すれば入ると思います。ただそれでも足りないというのであれば今の展示室の研修側のほう、東側のほうは軒下が長いので、そこにうまく斜めに自転車を入れればかなりの台数は入ると思うので、通常はこちらのほうで対応できるのかなと考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 集会所のトイレ、さっき山根のことを言いましたんですけれども、この間区長さんと地域の住民の方にいつになったらやってもらえんだべやと言われて、今財政課長の答弁では使用頻度に応じてということだったので、使用頻度が残る10カ所のうちの何番目にあるんだかわかりませんが、いつごろくらいは目安はお伝えできないかなと思っているんですけれども、期待を込めて再度回答をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 財政課。

○財政課長（水戸敏見君） 実は、区によっては当然合併浄化槽になれば維持費については区のほうにお願いするわけなんです、様子を見に行くと合併浄化槽の維持がかなり悪いというのは栄養不足でバクテリアが死滅するというケースが多いんですよ。結局余り利用がないためにバクテリアが餌がなくなっちゃっているという。それと、維持費のために年間何万円とかかるんですけれども、それと現在のくみ取りなんだけれども、簡易水洗というやつですか。それでも十分だという行政区も実はあります。その中でやはり水洗にしたいという行政区もありますので、実は耐震化については少し考えてはいたんですけれども、10カ年計画という形で行政区の集会所については持っていこうと思っていますので、今回の総合計画期間平成31年まであるんですけれども、その期間内には一通り区の意向を調整とりながら直せたら直していきたいなと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに。4番高橋たい子君。

○4番（高橋たい子君） 69ページ農業振興費と、稲作総合対策費の件なんです、農業振興費

の中の19番負担金補助及び交付金ですね。施設再生支援事業補助ということで国県支出と一般財源とであるわけなんです、多分災害によるハウスなどの支援なのかなと思ったんですが、その内容と、それから19の負担金及び交付金の中で集落営農の水田担い手対策事業補助、これもこの346万8,000円と補正をとっているわけなんです、内容等ご説明願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 1点目の農業施設再生支援事業補助ということです。これにつきましては当初予算で町単独で施設園芸のパイプハウス、加温機とか、そういうものにつきましては再生する場合に補助するという制度を単独で昨年度から設けておりました。それに対しまして、4月の爆弾低気圧ですかね。暴風雨によりまして施設園芸等が大分やられたということで、国のほうが歳入のほうで国の経営体育成事業補助金ということで606万7,000円、国の補助を受けましてそれは町単独事業のほうに振り向けて支援するという事業でございます。46棟、23戸の農家で主に施設園芸の鉢花花卉組合、ビニールハウスの再生ということで補助するものでございます。町単独では3分の1程度ということで考えていたわけですが、国の補助金が来ましたので2分の1程度の支援内容になります。

それから、集落営農水田担い手対策事業補助につきましては、当初1,170万6,000円ということで10ヘクタール以上水稻を経営している生産組合、担い手認定農家に対しまして4分の1補助ということで創設しました町単独事業でございます。当初、8農家、コンバイン、田植えトラクター等、14台分措置していたわけですが、その後6農家から、特にカメムシですかね、多いということで光選別機を購入したいという等を含めまして、コンバイン、もみすり機、乾燥機と7台の申請がありまして、それを今回の補正で措置したものでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は74ページの町営住宅手すり設置工事なんです、これ、神山前アパートってことなんです、あそこは私の理解では長寿命化計画の対象になっていると思うんですが、この手すり工事というのもその長寿命化の一環なんですか。

それから、長寿命化計画というのは今の第5次総合計画の実施計画書の中でどういう位置づけ、特にこの神山前アパートですね、なっているのかをお聞きしたいと思います。

2点目は75ページの槻木小学校冒険ランドの件ですが、今使われていないもの、安全対策のためにまず撤去するという説明でしたけれども、子供たちの遊具の数ということを考えると近い将来その冒険ランドの跡に何か新しいものをつくるべきではないかなと思うんですが、

町としてはその点どう考えているか。

それから、最後3点目は76ページの船迫中学校暖房機の件なんですが、この前我々文教厚生委員会ですら所管事務調査に行ったときにあれ何年のクラスかわかりません。私ぎゅうぎゅう詰めになっているクラスを見かけたんですよね。校長先生の話、ちょっと記憶が曖昧なんですけど、あそこは1年は35人クラスにして2年生、3年生はそうでもないか、その逆かちょっと忘れたんですが、私が申し上げたいのはああいう中学生ですから、体それなりに大きくなって机も目いっぱい並んでいて余りいい環境でないと思ったんです。これ、あそこ冷房あるか見ませんでしたが、ことしの暑いところぎゅうぎゅう詰め、大変だったろうなど。逆に冬も暖房機入れたら、あんなぎゅうぎゅう詰めのところかわいそうだなと一瞬思ったんですが、どちらの学年だったかわからないですけれども、その辺、教育総務課としてはどのように実情考えているかお聞きしたいんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 3点です。1点目。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 町営住宅の手すりの設置と長寿命化の関係かと思えます。現実的には直接関係ありません。長寿命化のほうは本体関係でいきますけれども、今回の手すり関係は要は高齢者に配慮した安全の通路といたしますか、確保といたしますか、そういう形で今回設置をしたいとこのように考えております。

長寿命化につきましては当然平成30年度まで二本杉の建てかえ事業、2号棟、3号棟、4号棟、5号棟まであります。その後に現実的には並松、神山前あわせたような計画といたしますか、そういうものをつくっていかなきゃいけないんだろうとっております。今のところは平成30年まで2号棟を中心に考えていきたい、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 第5次実施計画との。

○都市建設課長（大久保政一君） 長寿命化ということで、平成25年度に区画が総合計画の中に入っていますけれども、平成25年度、平成24年度で2号棟終わりますので、それと一緒に平成25年度長寿命化の形で進めていきたい、検討を進めていきたい、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 2点目、3点目。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えいたします。

まず1点目の、槻木小学校冒険ランドの遊具撤去ごとの考え方ということのご質問でした。築山、冒険ランドは安全に遊べる丘ということでこれからもそういうふうにご子供たちが自由に遊べる、発想を持って遊べるエリアにしたいなという考えでおります。であります。槻木小学校の校庭内の新たな部分には撤去して使っていたような形の遊具も整備をしてまいり

たいということを検討してまいりたいとは考えております。

学校の中での話でも、先ほど星議員さんのお話では山も要らないんじゃないかというご意見が出たということだったんですが、山は築山として残しておいてほしいというご意見も入ってまいりますので、そういう意味ではバランスのとれたそういうご意見を調整して対応を考えていかなければならないと思っております。

次に、船迫中学校、76ページの暖房の件でございます。クラスにつきましては、船迫中学校は1学年が3クラスでございます。児童数は男女合わせまして80名。2学年が75名の2クラス。3学年も同じく75名の2クラス。これは8月1日現在のデータなんですけれども、そういう中で1学年は35人クラスという定めがありまして、2学年からは1クラス40人という定めがありまして、基準がございまして、それに基づいて対応しているということでございます。やはり、中学生になりますと成長いたしますので、身体的にも体格も男子なんかは大きくなりますので、そういう感じを持たれたのかと思うんですけれども、そういうことで対応させていただいている。

暖房につきましては確かに今までは寒い思いをさせてしまったのかなという思いもあるんですが、これは学校のほうからの要望もありまして暖房器具についての更新を要請がありますので、それに対応した予算の計上をさせていただいたということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 神山前のアパートの件なんですけど、平成25年度までが今の二本杉のほうの2号棟が完成する、その後いろいろ長寿命化ということでやるという理解でよろしいんでしょうか。課長の答弁では。

もう一つは、長寿命化計画の中身なんですけど、本体をやるというのは例えば外側をきれいにするとか耐震化ということでいろいろはりを入れるとか、本来一番は有賀議員なんかにもよくあそこの人から要望行っていると思うんですけれども、本当は高齢者向けということでエレベーターをつけてほしいというのが一番多いんですけれども、町が考えている長寿命化というものはどういうものかということですね。

2点目は今の船迫中学校の件ですけれども、1年生が80名いて3クラスですか。そうすると、35人ずつだとあれなんですけど。80名で3クラスですから35人35人、1クラスは10名となっているんですかね。私がぎゅうぎゅう詰めになっているというのは、35ですよ、35なので。ああ、人数ぴったり35人じゃなくてあれなんですけど。まあそれはいい。ただ、ぎゅうぎ

ゆう詰めになっているところは、私何年生だったかわからないけれども、ちょっとそれどうしても気になるので、もう1回そこを確認したいと思うんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 長寿命化の関係であります、平成24年度12月で2号棟完成するということでもあります。平成25年度から長寿命化ということで考えていると思います。二本杉の建てかえについては平成25年度以降平成30年まで3号、4号、5号というのがありますけれども、長寿命化につきましては修繕、改善、それから建てかえ等の検討をまずやるという内容です。将来的、当然必要となります修繕の内容とそれから修繕の実施時期、あるいは維持費用ですね、どれくらいかかるのか、そういうものを計画的に修繕を行っていくそのプログラムもある程度作成して長寿命化計画を作成したいと、このように思っております。当然建てかえ等も含みで考えていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） エレベーターも忘れないで。

○都市建設課長（大久保政一君） エレベーターも建てかえの中で当然出てくる要素になるかと思えます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 2点目。教育総務課。教育長。

○教育長（阿部次男君） 学級編成の基準につきましては、現在40人となっております、したがって例えば学年が41人になりますと、つまり基準の40人を1人でも超えますとそれが2クラスになります。したがって、20人の学級と21人の学級、2クラスになるんですね。40人だと40人ぎりぎりの教室の状況になっちゃう。それが1人でもふえれば20人と21人ですから、非常にゆとりのある教室になる。非常に学年の総人数によってその度合いが大分違うんです。その点があります。

それで、船迫中学校の場合には実は1年生が80人となっております。こうなりますと、実は中学校の1年生だけは、小学校の1年生2年生も同じなんです、全体は45人で基準になっているんですが、中学校1年生だけは35人になっているんです。したがって、35人ですから、2クラスで70人、実際に80人ですからこれは10人ほど超えていますので、それを3クラスにできると、ほかの学年だと2クラスにしないでいいんですが、35人学級に特別にこれは県単独で標準の弾力化事業というのをやっています、そのために35人学級を県単でやっていますので、したがって80人だと3クラスにできるということです。多分、議員さんがごらんになったのは2年生か3年生ということだと思います。ちなみに、2年生は75人で2クラスですから2つで割るとやはり三十五、六人はいるんですかね。もう少しいるんですかね。

かなり、ちょっときついのかなという印象だったのかもしれませんが。ですから、この2年生の子供たちも1年生のときには多分3クラスだったと思います。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。2番佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 70ページの（「済みません。終わった」の声あり）1回だけですか。

（「そうでした。ごめんなさい」の声あり）済みません。失礼いたしました。

○議長（我妻弘国君） 17番白内さん。

○17番（白内恵美子君） 71ページの2観光整備費8報償費観光アドバイザー謝礼となっているんですが、どのような方をお願いするのでしょうか。その下のほうの13委託料観光地整備事業委託についての説明をお願いします。

それから、72ページの土木費2道路維持費13委託料の説明を、特に一番下の西船迫二丁目地区ほか雨水対策調査委託料は詳しくお願いします。

それから、73ページの一番下、都市下水道費工事請負費西船迫一丁目地区雨水対策附帯工事とあるんですが、専決処分をしたところにプラスするものだと思うんですが、その説明をお願いします。

それから、都市下水道しゅんせつ工事はどこなのか。

それから、75ページ教育費2教育管理費13委託料の中に船岡中学校給水施設について出ているんですが、この説明をお願いします。以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 1点目の観光アドバイザー謝礼関係です。これにつきましては、今回10月ごろに観光戦略会議あるいは研究会を立ち上げる計画でおります。来年春のDCキャンペーンを初め今後の町の観光戦略を検討し、プランの作成、それから具体的な事業計画を作成する予定でございます。そのための観光アドバイザーということで、アドバイザーには例えば県から推薦をいただこうと思っているんですけれども、観光会社に勤めている方とか勤めていた方などをお願いしたいということで考えています。

それから、観光地等整備事業委託料関係です。これにつきましては、震災等の緊急雇用対応事業ということで、11事業1億591万円の交付決定を受けております。今回自然エネルギー活用の推進委託料、それから土木関係の臨時職員の減額等がございましたので、それらの分について減額分を観光地等整備事業委託ということで、シルバー人材センターのほうから増額の要望もございましたので、シルバー人材センターのほうの事業に振り向けるものでございます。

○17番（白内恵美子君） 内容、何に、草刈りなのか。

○商工観光課長（小池洋一君） 主に城址公園の整備関係でございます。

○議長（我妻弘国君） 次、都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 13委託料であります、まず一番上町道支障木伐採選定業務委託料ということで、これについては西船迫団地幹線、実は区長さんから要望がありまして信号、標識が見えないということがありました。ちょっとおくれましたけれども、9月補正で計上させていただいております。そのほかの支障ある伐採を行いたいと、このように思います。

それから、融雪剤格納箱ということで、今はかなり暑いんですけれども、冬の支度をしなければならぬということで融雪箱、結構ぼろぼろになっていますので、今回60個ほどつくりたいと、このように思っております。

それから、排水等委託料ということで、それにつきましては大雨時の冠水対策ということで各西住あるいは船岡西、南、あるいは槻木東等、ポンプを設置したいということで当初予算、同じく150万円計上しておりましたが、今回補正でもう1回分といいますか、追加をお願いをしているところであります。

それから、西船迫2号地区ほか雨水調査対策委託料ということで、先ほどから話になっています林道上野線の対策、これから西船迫の国道2号の地下道の人道構ですね。葬祭センターにありますコミセンですか。あそこの地下道が人道構が雨降るたびに通行どめになりますので、その調査、それから葉坂の原坂地区の雨水調査、この3カ所を今予定しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 次、下水道課。

○上下水道課長（加藤克之君） 都市下水路の工事請負費でございますけれども、佐々木守議員さんから話がありました西船迫6号公園ですね。専決処分で補正をいただいたのはマンホールのグレーチング、それから、とりあえずの取り付け管の径を太くするもの。今回は、公園内を幹線道路と並行にU字溝というか、側溝を入れまして最終的に下流の部分で抜いてやるという恒久的な対策というか、その部分を今回補正させていただいたということです。

それから、都市下水路の地区外排水路、これにつきましては新生若葉の東側、古川水門のところへ流れていく地区外排水路ですけれども、そこの部分の土砂しゅんせつということで、昨年度12月にしゅんせつ工事を発注したんですけれども、不調ということで、2回目も辞退という形になってなかなか機械関係がどうしても手当てができないということもございました。

ので、3月の補正予算で減額させていただいて、それを今回9月で補正させていただいたということです。

○議長（我妻弘国君） 次、教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えいたします。

75ページの船岡中学校給水施設赤水抑制業務委託の内容でございます。こちらは校内の給水管の洗管とさびを防止するということを委託する内容です。これは3.11震災後に赤水が目につき始めていたということでありまして、特にことしの夏に多量に発生しまして、これまでも毎朝水を流して透明に、流せば透明になりますから、なるんですけれども、そういうことをして30分から1時間をかけてやっておったというのをしてきました。ただ、今解体しておりますが、旧槻木中学校校舎も平成20年度に実施をしまして、この効果が大だったということもありますので、今回計上させていただきまして対応したいということでありまして、よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 72ページ一番下の委託料で、西船迫二丁目地区ほかのところは林道上野線ということだったので、太陽の村の上り口、いつも滝のように雨が流れるのを何とか防ごうというための調査委託だということによろしいですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 議員お見込みのとおりで結構でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号平成24年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

再開は15時10分になります。

午後 2 時 5 5 分 休 憩

午後 3 時 1 0 分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第15、議案第12号平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成23年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金及び国庫支出金等の実績確定によるものであります。

歳入につきましては、平成23年度の決算による繰越金、国庫支出金の確定見込み等が主な内容になっております。

歳出につきましては、療養給付費の増額、平成23年度療養給付費負担金の確定による返還金、基金積立金の増額等であります。

これにより、歳入歳出それぞれ2億6,988万2,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は41億7,372万3,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書85ページをお開きください。

議案第12号平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,988万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億7,372万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成24年度国庫支出金等の確定見込みに伴う増減、平成23年度の決算に伴う精算となりますので、主なものだけを説明させていただきます。

88ページをお開きください。

債務負担行為補正です。

特定保健指導業務委託料の追加ですが、平成24年度特定健診に伴う特定保健指導が年度を超えて平成25年6月までの実施となるため、期間は平成25年度、限度額は95万8,000円とするものです。

次に、90ページをお開きください。

歳入です。

款3項1目1療養給付費等負担金7,037万6,000円の減額は、平成24年度分の交付見込みによるものです。内訳は、療養給付費等負担金4,880万6,000円の減。介護納付金負担金で685万8,000円の減。後期高齢者支援金分で1,471万2,000円の減となります。

次に、款4項1目1療養給付費交付金874万1,000円の増額は平成23年度退職者医療費分の精算によるものです。

続いて、款5項1目1前期高齢者交付金687万円の減額ですが、交付金確定によるものです。

次に、款10項1目1繰越金3億3,717万1,000円の増額ですが、平成23年度歳計剰余金の繰り越しによるものでございます。

次に、92ページをお開きください。歳出です。

款1項1目1一般管理費37万8,000円の増額ですが、高額療養費支給システム改修に係る電算委託料の補正です。

次に、款2項1目1一般被保険者療養給付費から目5審査支払手数料まで、合わせて2,828万円の増額ですが、平成23年度歳計剰余金の繰り越しに伴い、各事業費の財源不足分を計上したものです。

次に、93ページをお開きください。

款2項2目2退職被保険者等高額療養費1,665万3,000円の増額ですが、これにつきましても先ほど療養給付費等と同じように平成23年度歳計剰余金の繰り越しに伴い、事業費の財源不足分を計上したものでございます。

次に、94ページをお開きください。

中ほど、款9項1目1財政調整基金積立金1億7,400万円の増額ですが、これは平成23年度歳計剰余金3億4,717万1,634円の2分の1の相当額を積み立てるものでございます。

なお、基金積立後の財政調整基金の残高は平成24年度当初予算に計上しています財政調整基

金繰入金7,453万8,000円を除き、最終的には2億5,841万5,571円となります。

次に、その下の款11項1目3償還金4,903万3,000円の増額ですが、これは平成23年度国県支出金等の精算に伴う返還金でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより議案第12号平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第16 議案第13号 平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第16、議案第13号平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては前年度歳計剰余金に伴う繰越金の増額と、一般会計繰入金の減額補正であります。

歳出につきましては、消費税及び地方消費税の増額と災害復旧費の調査測量設計委託料の補正並びに4月1日の人事異動などに伴う人件費の補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ1,178万1,000円を増額補正し、補正後の予算総額を13億5,332万8,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、95ページをお開きください。

議案第13号平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細について説明申し上げます。

まず第1条であります、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,178万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,332万8,000円とするものです。

99ページをお開きください。

歳入であります。

4款1項1目他会計繰入金350万3,000円の減額補正は一般会計繰入金の減額補正であります。

5款1項1目繰越金1,528万4,000円の増額補正は、平成23年度歳計剰余金であります。

100ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項1目一般管理費72万円の減額補正は、人事異動に伴う増減と時間外勤務手当の増額補正であります。

目2汚水管理費730万円の増額補正は、平成23年度消費税及び地方消費税の確定申告分の不足額を補正させていただきました。

2款1項1目公共下水道建設費137万6,000円の増額補正は、人事異動に伴う増減と時間外手当の増額補正です。

101ページをお願いいたします。

4款1項1目下水道施設災害復旧費382万5,000円の増額補正であります、人事異動に伴う増減並びに13節委託料350万円の増額補正によるものです。この委託料については災害復旧工事が進むにつれてその下流等で震災直後の調査では発見されず、災害査定を受けなかった被害箇所が発生しています。取り残された復旧箇所を起債を財源として復旧したく、その申請のためカメラ調査並びに設計を実施するものです。

102ページをお開きください。

5款1項1目公債費元金については財源の組み替えです。以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。ページ数を示し

て行ってください。質疑ありませんか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 100ページの下水道消費税のことなんですが、いわゆる下水道は独立採算性ということで、言うならば1つの企業ということでまとめて消費税支払いとなるんでしょうか。もう一度、基礎的な説明といたら申しわけないんですが、ご説明願いたいと思います。

それから、2つ目は102ページ。下水道特別会計に限らず、今見ていて公債費というのは元金がこのくらいですよと、平成24年度1年間で元金このくらい返しますという意味での公債費なんですが、考えてみると利息分を含めて元利合計で1年間でこのくらい支払いしますと計上できないものかと思ったもので、あともう一つは、議長にお聞きしたいのは103ページの予算給与費明細書ということでの質問というのはできるものでしょうか。（「はい」の声あり）よろしいですか。

では、3点目ということで、ここで人事異動に伴う昇給とかマイナスとかでお聞きしたいのは職員手当の内訳の時間外勤務手当、ここだけが比較すると165万7,000円、プラスが多いんですよ。ほかの手当はそんなにふえていないか減っているかで、さっきの一般会計も給料とかそんなに変わらないのに残業手当だけが600万円とふえているので、これは人事異動で昇給なんかして、いわゆる残業手当の単価が上がった人が多いからこういうふうになるんですかね。ちょっと、ここ疑問に思いましたので、103ページに関しての時間外勤務手当がなぜこんなに、こんなにというもおかしいんですが、ふえているのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） まず、消費税ですけれども、公共下水道も水道のほうも消費税については納めるという形になります。今回なぜ、平成23年度の確定申告分ということで大きな補正が出てきたのかということなんですけれども、年度で確定をしていくわけですけれども、今回は平成23年度分の確定なんです。平成23年度分というのは6月に、昨年度から払っていますけれども、6月に中間申告、それで9月に確定申告ということで、確定がなされます。平成23年度分について例えばどういうふうな形になるかといいますと、収入の分で消費税をいただくわけですね。それは、仮受消費税という形になります。工事なんかでも、消費税をつけて支払うわけですね。それは仮払い消費税。その差額分についてももらった方が多ければその差額を税務署のほうに支払うという形になっていくわけですね。ですから、100万円の消費税をもらって100万円の消費税を払えばそこはペイなので税務署に払う消費税はないという形になるわけですけれども、今回は災害復旧事業があつて繰り越しをしています。

一般会計分の繰入金は既に歳入としていただいて、平成24年度に支払う工事費の財源として繰り越しをしているわけですが、その部分の繰越額が一般会計の繰入金の繰越額が1億4,755万7,000円生じています。それに5%をかけると大体この金額になる。ただあと、確定申告でいろいろ変わってきますので、そういう部分での違いが大きな部分は今回はあるということです。

それから、元金と利子一緒にできないのかということなんですけれども、これについては元金と利子は別に分けて計上するという事になっていますので、このような形で今回は元金の財源内訳だけを書いているということです。

それから、時間外勤務手当、人事異動につきましては時間外勤務手当の額というのは余り普通は変わらないわけですが、今回は雨関係で下水道の場合ですとマンホールポンプが異常降水で大雨が降るとどんどん水位が上がっていますよということで通報が入ってくるんですね。それに対していろんな手当をを。それから、水道のほうでも今度は西船迫関係とかそういうところに行ったり、そういうことが災害の対応ということで時間外手当がどうしても入れていく部分があります。そういうことで、今回不足分について入れさせていただきました。ですから、水道事業会計についても同じなんですけれども、人事異動の関係のほかに時間外勤務手当は増額補正させていただいているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問はいいですか。ほかに。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 101ページ、さっき災害査定が受けられなかったと、その内容について教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） 平成23年度にその災害査定を受けて災害復旧工事が確定したんですけれども、その際に下水道が入っている部分については全てマンホールをあけて流れているか流れていないか、そういうことを調査しながら、ここは流れていないでたまっているなというところはカメラ調査をしながらその実態を把握していつているわけですが、その中でも全てをカメラ調査とかをするとお金がかかり過ぎることがあって5スパン、もう1スパンで決めていいですよという形で簡略的に調査をしていることもありますし、マンホールあけてたまたま問題ないと、外見上、上から見て問題ないと判断したところはそのまま被災を受けていないという状況で調査を進めていつているわけですが、沿岸部が非常に被災が津波で非常に多かったということで、内陸部については早目に調査をして災害査定を受けてくださいという要請があって、早目に調査を進めながら災害の査定を受

けていっているんですね。

そういうことで、そのじっくり調査にかかる時間が少なかったということもあるかと思いますが、すけれども、災害復旧工事を進めていくにつれて下流とかいろいろ調べていくと、あれここも流れないなとか、そういう部分というのが出てきているんですね。そういうこともありまして現在今判明しているだけで7スパン、マンホールとマンホールの間が1スパンとすれば7スパン出てきているんですけれども、各地で。そういう場所を起債で申請をしたいということで、起債の申請というのは11月ぐらいになるんですけれども、2次の申請が、そこで申請をして認められれば起債がきくという形になります。その起債分については後から震災復興特別交付税の対象にもなってくるということがあるんですけれども、今のところで課題になっているのは、なぜことしなのかと、去年じゃなくてということの理由がきちっと説明できればその辺のところはその可能性があるということでは話は受けておりますけれども、そういうことで今回委託を計上させていただいているということです。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第17、議案第14号平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成23年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、介護給付費の確定に伴う国庫支出金等の精算によるものであります。

歳入につきましては、平成23年度の決算による支払基金交付金の追加交付及び繰越金が主な内容となっております。

歳出につきましては、平成23年度介護給付費の確定による国県への返還金並びに町一般会計への繰出金及び決算剰余金の介護保険給付費準備基金への積み立てと介護予防給付費等の補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ5,931万5,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は22億5,345万9,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第14号平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

議案書105ページをごらんいただきます。

今回の補正予算については平成23年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、介護給付費の確定に伴う国庫支出金等の精算によるもので、歳入歳出それぞれ5,931万5,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ22億5,345万9,000円とするものであります。

110ページ、ごらんいただきます。

歳入について説明いたします。

4款支払基金交付金の増額921万7,000円は、平成23年度介護保険事業の精算により追加交付によるものであります。

7款繰入金32万円は事務費として一般会計からの繰入金とするものであります。

8款繰越金4,977万8,000円は平成23年度介護保険事業精算により平成24年度に繰り越すものであります。

次のページになります。続きまして、歳出の補正について説明いたします。

1款総務費3項介護認定費1目介護認定費の役務費32万円の増額であります。要介護認定に際しての主治医意見書や認定調査結果通知発送のための通信運搬費であります。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費2目地域密着型介護予防サービス給付費の増額補正であります。認知症対応型共同生活介護予防給付費200万円の補正であります。

5 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目基金積立金1,368万2,000円の増額補正であります。平成23年度介護保険事業の精算に伴う決算剰余金を介護保険準備基金に積み立てするものであります。

なお、基金残高であります。平成23年度末で1,630万1,000円であります。

続いて、次のページになります。

7 款諸支出金 1 項償還金 1 目償還金利子及び割引料607万円の増額であります。平成23年度介護保険給付費の精算による国庫県への償還金であります。

同じく 2 項繰出金 1 目他会計繰出金2,561万4,000円の増額であります。平成23年度介護保険給付費の精算により町一般会計に繰り出すものであります。

8 款予備費 1 項予備費 1 目予備費の1,162万9,000円の増額であります。平成23年度介護保険事業精算金の繰越金と今年度追加交付見込みとなっております支払基金交付金を予備費として確保し、介護保険給付費に充当することが必要となる時に備えるための財源として補正するものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより議案第14号平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第 18 議案第 15号 平成 24 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第18、議案第15号平成24年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号平成24年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰り越しが主な内容となっております。

歳入につきましては、決算による繰越金確定に伴う増額であります。

歳出につきましては、広域連合への支出金及び一般会計への繰出金の増額補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ81万2,000円を増額補正し、補正後の予算総額は3億3,659万1,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書113ページをお開きください。

議案第15号平成24年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ81万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,659万1,000円にするものです。

続いて117ページをお開きください。

歳入です。

款1項1目2普通徴収保険料25万5,000円の減額ですが、平成23年度決算により滞納繰越分が平成24年度当初予算に見込んでいた金額よりも少なかったことにより減額補正するものです。

次に、款4項1目1繰越金106万7,000円を増額ですが、平成23年度歳計剰余金146万7,859円の繰り越しによるものでございます。

続いて、118ページをお開きください。

歳出です。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金63万4,000円を増額ですが、これは平成24年度4月5月の出納整理期間中に収納した平成23年度分の保険料を広域連合に納付するものでございます。

次に、款3項2目1一般会計繰出金17万8,000円を増額ですが、これは平成23年度事務費繰

入分について精算により一般会計に繰り戻しするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより議案第15号平成24年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第19 議案第16号 平成24年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第19、議案第16号平成24年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号平成24年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、4月1日の人事異動等に伴う人件費の補正であります。

収益的収入支出において収入の補正はなく、支出のみの補正となります。収益的支出で、1万4,000円を減額し、補正後の予算総額は12億2,815万4,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **補足説明を求めます。上下水道課長。**

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、119ページをお開き願います。

議案第16号平成24年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであ

ります。収入についての補正はありません。支出でありますが、第1款水道事業費用の既決予定額12億2,816万8,000円を1万4,000円減額補正し、12億2,815万4,000円に改めようとするものです。その内容は第1項営業費用の既決予定額11億3,091万5,000円を1万4,000円減額補正し、11億3,090万1,000円に改めようとするものです。

第3条であります。予算第6条に定めた経費の金額、つまり議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額ですが、人事異動により職員給与費を1万4,000円減額補正し、9,490万4,000円に改めようとするものです。

126ページお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書で説明申し上げます。

収入についての補正はありません。

支出であります。款1項1営業費用1万4,000円の減額補正であります。目1、目2、目4それぞれにおいて人事異動により人件費並びに法定福利費を増減する内容となっております。以上であります。よろしく願いいたします。

済みません。先ほどの舟山議員さんの質問に対して、私ちょっと間違っただけで答弁してしまったことがあるので、1つ訂正をお願いしたいんですけども、実は時間外手当なんです。水道事業のほうでもそういった雨に対する時間外手当をさせていただきましたという話をしたんですが、水道料金の中で雨のほうの時間外手当を出すというのはおかしいので、水道の職員が雨のほうの対策に向かった場合でも下水道のほうの時間外手当のほうから支出するという事で下水道事業のほうの補正予算に計上させていただいておりました。申しわけありませんでした。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。これより質疑に入ります。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号平成24年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（我妻弘国君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時46分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年9月6日

議 長

署名議員 番

署名議員 番